

文學博士井上賴圀著

古事記考

東京 明治書院

國朝紀事

皇清高宗皇帝大皇帝既臨戎旅亦及於茲為神聖皇帝

神聖皇帝神作造化之首陽陽斯開二曜靈為神聖之祖

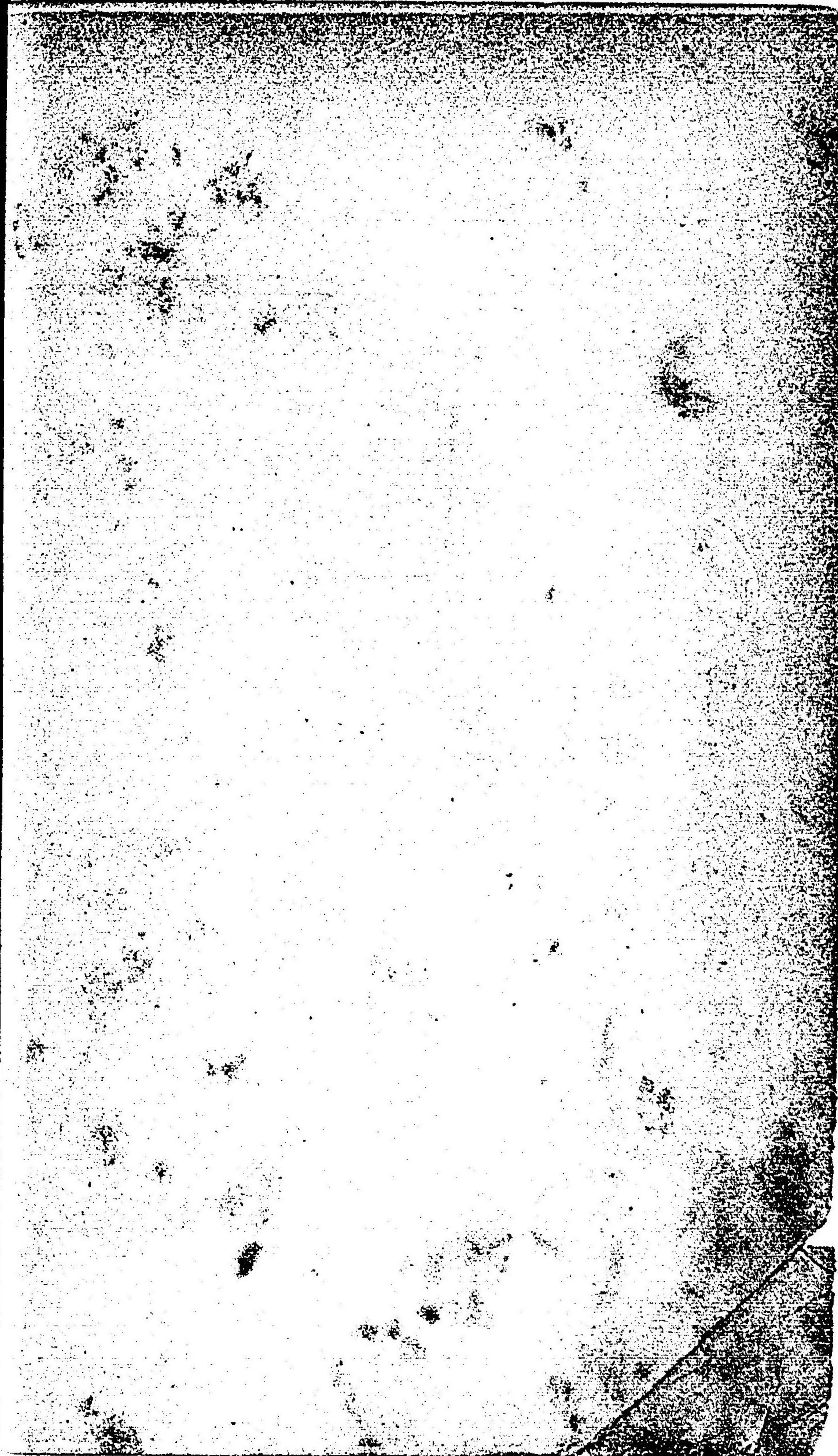
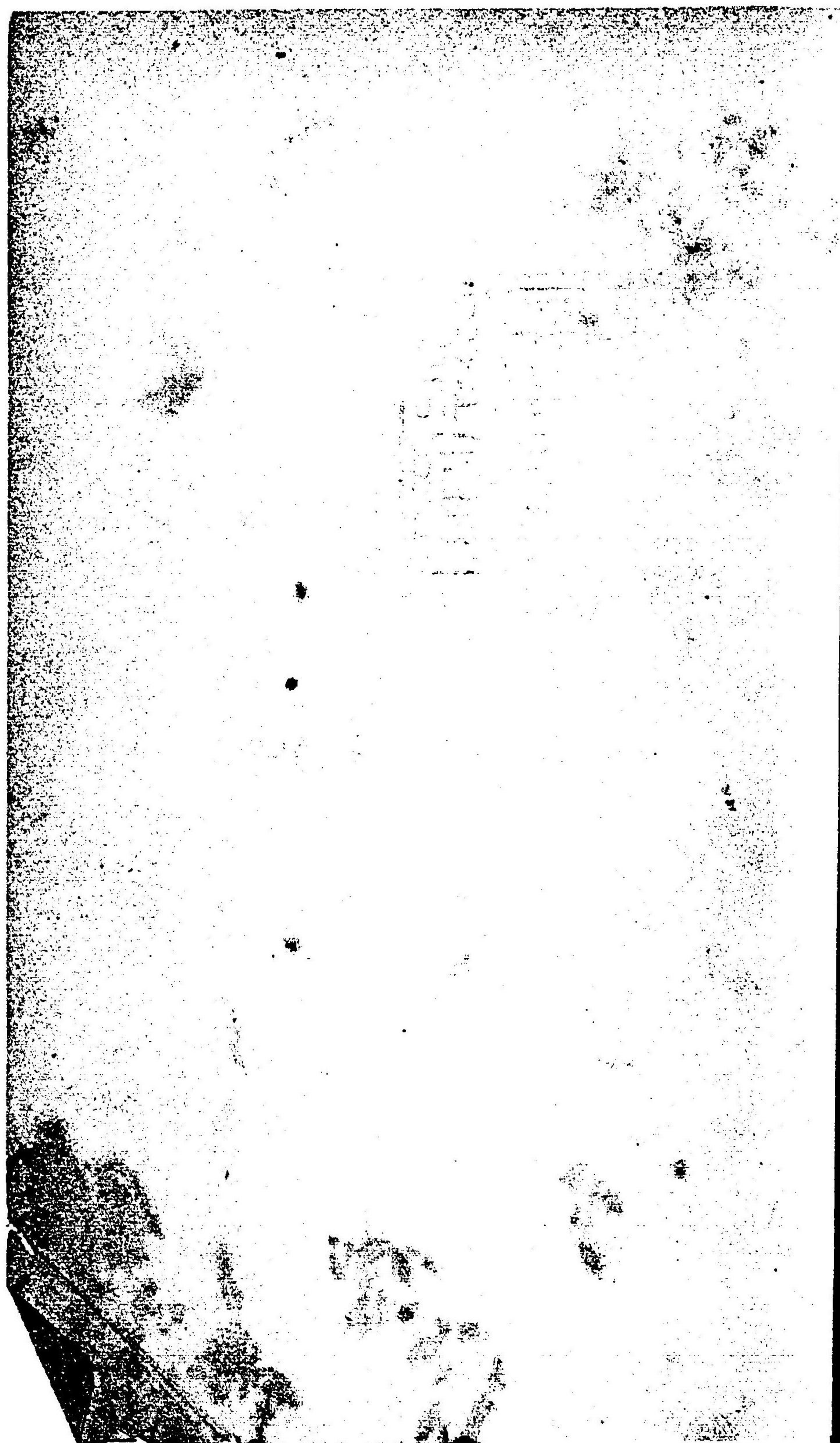
可以出入幽顯日月敷於洗日淨泥濁水神聖皇帝神聖皇帝

素考其日本教而識孕玉產鴻之特允能即顯靈

而泰生神立人之世是為靈鏡以味而百三相續聖劍切能

以乃神聖皇帝神聖皇帝可為平天下為一清而清國正無窮

仁波命初降千萬千嶺神律天皇經歷千秋律法化靈



古事記上卷抄



天^{ツギ}之^ノ亦^{ツキ}遺^{ツキ}昌^{ツキ}神^{ツキ}者^{ツキ}古^{ツキ}尔^{ツキ}思^{ツキ}金^{ツキ}神^{ツキ}及^{ツキ}諸^{ツキ}神^{ツキ}
上^{ツキ}之^{ツキ}天^{ツキ}石^{ツキ}室^{ツキ}名^{ツキ}伊^{ツキ}都^{ツキ}之^{ツキ}尾^{ツキ}羽^{ツキ}
伊^{ツキ}都^{ツキ}ニ^{ツキ}モ^{ツキ}シ^{ツキ}ス^{ツキ}ス^{ツキ}若^{ツキ}急^{ツキ}非^{ツキ}此^{ツキ}神^{ツキ}者^{ツキ}其^{ツキ}神^{ツキ}之^{ツキ}子^{ツキ}
字^{ツキ}以^{ツキ}音^{ツキ}

建^{ツキ}御^{ツキ}雷^{ツキ}之^{ツキ}男^{ツキ}神^{ツキ}此^{ツキ}應^{ツキ}遣^{ツキ}且^{ツキ}具^{ツキ}天^{ツキ}尾^{ツキ}羽^{ツキ}張^{ツキ}神^{ツキ}者^{ツキ}

送^{ツキ}塞^{ツキ}上^{ツキ}天^{ツキ}安^{ツキ}河^{ツキ}之^{ツキ}水^{ツキ}而^{ツキ}塞^{ツキ}道^{ツキ}居^{ツキ}故^{ツキ}他^{ツキ}神^{ツキ}不^{ツキ}得^{ツキ}行^{ツキ}

編 論
42 6 30
内 空

凡例

- 一、本書は、予が今後繼續して撰述せむとする國典解題の第一編にして、本書を最初と爲せるは、天地の原始と皇室の鴻基とを知らむとするものゝ必讀の寶典なればなり。
- 一、本書は、題號、撰者、撰錄の緣由等の外、本書を讀むに就いて、心得べき二、三の要點を擧げて以て、聊か古典研究の資に供せり。
- 一、本書に掲げたる諸本並に注釋參考書等は、概ね予が架上に在るもの、もしくは予が親しく閱讀せるものなり。なほ未見の書も數部あるべし。そは他日を俟て増補すべし。
- 一、卷首に添へたる寫眞版は、一は所謂眞福寺本古事記（今は國寶となれり）にして、一は古事記上卷抄同じく眞福寺の所藏なり。

共に予が所藏の影寫本に據れり。今原本の面目を知らさむた
めその一斑を添附せり。

一、本書は古訓古事記を本文と爲し、眞福寺本以下十餘種の諸本
をば、黒羽本日本紀攷異の體に倣ひたる攷異を添へ、以て古事
記研究の便に供せむとし、目下編輯中なれば、他日江湖に見ゆ
ることあるべし。

一、本書は予が古稀壽筵の贈品にせむとして、倉卒筆を執りたる
を以て、遺漏誤謬の無きを保しがたし、讀者之を諒せよ。

一、本書の編輯に就いては、田邊勝哉氏筆記の勞を執られたり。記
して謝意を表す。

明治四十二年五月

著者 識す

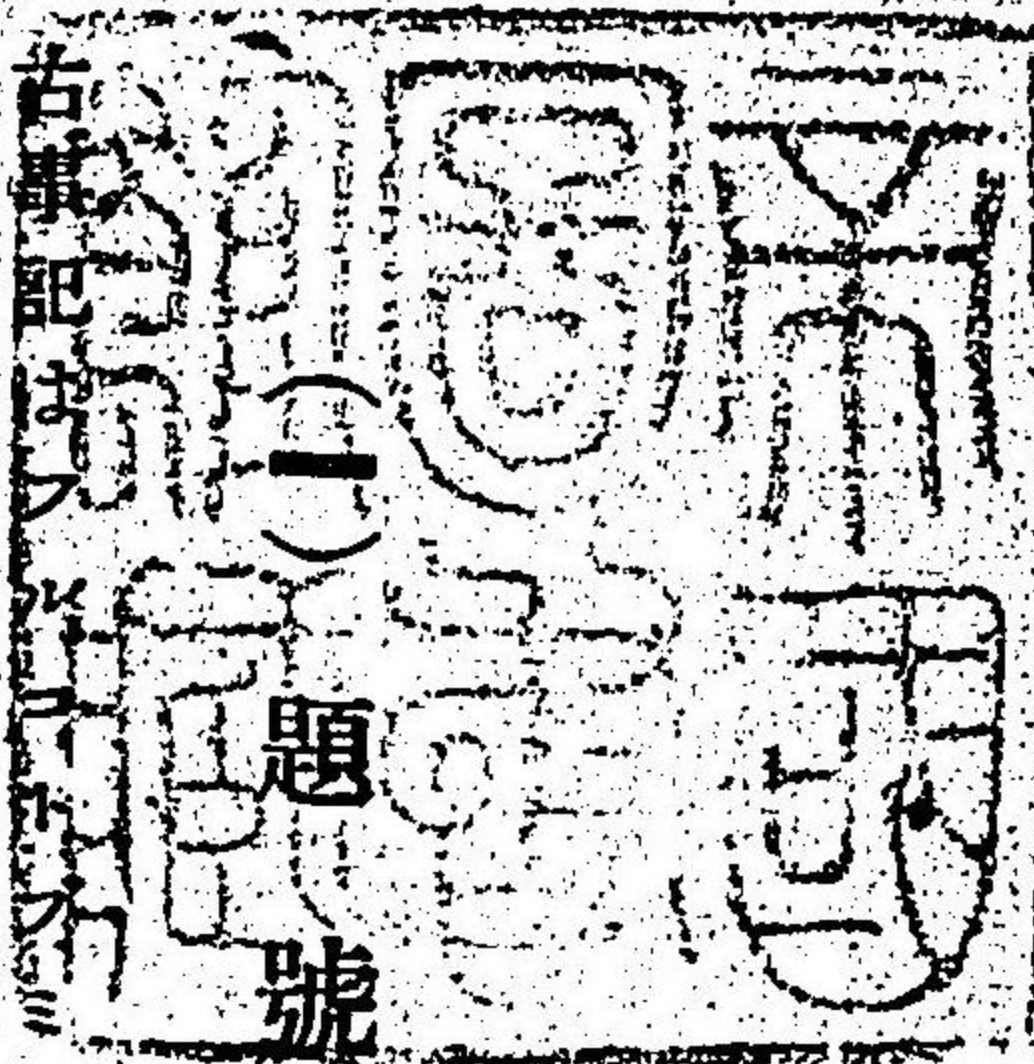
古事記考目次

- (一) 題號……………一
- (二) 撰錄の緣由……………二四
- (三) 撰者の略傳……………二五
- (四) 古寫傳本の種類……………四四
- (五) 板本の種類……………五六
- (六) 表文の事附本辭……………七五
- (七) 本書記載の實算の事……………七九
- (八) 本書の注釋並に本書に關係の書籍……………八五



古事記考

文學博士井上頼圀著



古事記と號けられたる所以は古の事をするせる記といふことなり。書紀に、御原宮御宇天皇の御代にかの川島皇子等に仰せて國史を撰ばしめらるゝ事を記されたる處に記定帝紀及上古之諸事とある此語即今の題號の意と同じ。然て此題號はかの書紀のごと國號を標す押出してたゞ古事と云るうけばかりいと貴し。異國を邊つらひ思はず。天地の極みたゞ天神御子の所知看食國の外なき意にかなへればなり。撰者の意はさるることまで此意にかなひてたゞはあり。大

御國の物學せむともがらは、何事にも常此こゝろばへを忘るまじきものなり。又卷の分ちざまも、漢籍の例にかしはらずて、上卷中卷下卷といへる、これはためてたし。一之卷上卷中卷下といはむは、漢さまなり。又卷之一卷第一などいふも漢なり。それとも、一之卷二之卷などいふは、漢さまなり。又、マキノツイアヒトツ、又はヒトマキニアタ國の物言さまには、中々に、ルマキなどいふは、中々に、さて日本紀をば、夜麻登夫美と訓を、此記の題號は訓あることも聞えず。本より撰者の心にも、たゞ字音に讀とにや有けむ。されど彼夜麻登夫美の例に倣は、布琉許登夫美とを訓まし。上卷は迦美都麻伎、中卷は那加都麻伎、下卷は斯母都麻伎と訓べし。

とありて、妥當の見解といふべし。然るに、後世なる今に至り、説を異にするものあり。そは田中頼庸氏の古事記新釋(致林第一)に、

本記○古事記は古より音讀なりけむ、或はフルコトブミと唱ふる説あれど、舊事紀も亦同轍に歸するより、外なければ従ひがたし。

といひて、舊事紀と同訓なるの故を以て、本居翁の説を否定せり。又故文學博士佐藤誠實氏は、古事記考(神社協會雜誌)に、

古事記は本居先生の説の如く、ふるることぶみ、又はふるることのさと讀むべきか、さ

れば又舊事記とも書きしなるべし。今の舊事本紀は馬子の序ありて、推古天皇の御世の天皇紀等の如く、記るせれど、日本紀には舊事紀又は舊事本紀といふ文たえてなし。意ふにそは古事記を、又は舊事記とも書し事のありし故に、それによりてかゝる名を負はせしならん。しかいふ故は、職員令集解神祇官の下に、舊事紀の天皇本紀の文を引きて、古事記云、饒速日命降自天時、天神授瑞寶十種、息津鏡一部、津鏡一、八握劍一、生玉一、足玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品品物比禮一、教導、若有痛處者、合茲十寶一二三四五六七八九十云、而布瑠部、由良由良止布瑠部、如此爲也者、死人反生矣とあり。此文は古事記とはあれど、舊事紀の文なり。政事要略に令集解の此文を引けるにも、亦古事記とあり。古事記とも舊事紀とも通はして書きしことを知るべし。さて舊事本紀といふ名を、推古天皇の御時の天皇紀などの總括の名とせることは、本づく所ありしなるべし。されば古事記はそのをりの書の名にして、やがてその書を読みやすきやうに書き改めたるが、今の古事記なるべし。

今の舊事本紀は、古人の説の如く、疑ふべき書なり。されどその中には取るべき

ふしもなきにあらず。上に引ける鎮魂の事なども鎮魂祭の本にして此文をかきては鎮魂祭の起りを知るに由なし。鎮魂祭は早く令に見えたり。されば此書は後人の撰入はありもすれどもひげに後の書にあらざるべし。此書を引ける令集解は、惟宗直本が古人の説を集めたるものにて直本は三代實錄元慶七年十二月二十五日の條等に見えたり。舊事本紀の撰述の時代推し量るべし。又本朝月令には先代舊事本紀を二處引けり。大神祭の下には、爾時父母忽欲察□
 □麻作守以針釣係神人短裳、而明且隨係尋覓、越自釜穴、經節渡山入吉野山、謂三諸山、當知大神、則見其標、遺只有三、繫號三輪山、謂大三輪神社矣、といひ此文今舊事本紀にはなし。
 松尾祭の下には、次大山、昨神、此神者坐近淡海之比叡山、亦坐葛野郡之松尾、用鳴鑼神也今の舊事本紀には二の字あり。とあり。

本朝月令は惟宗公方の撰にして、公方は延喜の頃の人なり。直本、公方の事は、余が御令考にあり。舊事本紀は釋日本紀、日本紀纂疏などには、厩戸皇子の撰としたれど、その説の非なることは明なり。されど古き書なることは、上に擧げたる書どもにて著し。と云へれど、古事記と舊事記とは同一のものにあらずして、舊事記の後世の編述に

係る偽書なることは、左に記す所によりて、自明なるべし。そは進藤隆明大藏卿、始丹人坊官にて、文政の頃、御用の著なる舊事記疑問に、

○上 先年一覽に及び候舊事記辨妄と申すものに、全く偽書に候よし論辨有之候。其説抄録いたし置候を、左に書うつし御目につかけ候。誤字など候半歟と憚入候。先代舊事本紀序、先代舊事の四字は、古事記の序に、勅語、阿禮令誦習、帝皇、日繼及先代舊辭、とあるを取て、辭の字を事の字に代て、古事記に比したるものなり。大臣蘇我馬子宿禰等奉勅修撰、此序文、馬子が自序としては、其位署の書さま法に違へり。實に奉勅の書にて、馬子が自署ならば、大臣臣蘇我宿禰馬子奉勅修撰とこそ書べけれ。馬子宿禰とかきて、臣字を書ざるは不敬なり。其故は蘇我は氏なり。宿禰は姓なり。馬子は名なり。他人より人の名を喚には、氏と名を先にして姓を後にす。譬へば藤原、基俊、朝臣と云なり。其自稱には、氏と姓を先にして名を後にす。譬へば藤原朝臣基俊と云なり。是古より稱呼の通法なり。名の下に姓を付て喚は、人を敬ふ義なり。然れば身自ら名の下に姓を付て稱するは非禮なり。もし實に馬子が自署ならば、蘇我宿禰馬子と書べし。蘇我馬子宿

編と書たるは、偽作する人心付ずして、書紀にて常に讀なれ口馴たるに任せて書
 たるなり。是偽作なる故に斯の如きの誤あり。また奉勅の書ならば、臣蘇我宿
 禰馬子と書べし。凡歴代の國史、すべて奉勅の書には、皆必ず臣字あり。臣字を
 忘るゝは偽作の故也。また宿禰等と云ふ等字も誤なり。聖德太子と馬子と撰
 びたると云ふ意にて、等字を加へたるか。然れども序文に、修撰未竟、太子薨と書
 たれば、太子も撰者なりしが、其功を終ず、半途にして薨じ給へれば、其書全部成就
 したる當時は、唯馬子一人にて、序を書たるなれば、等字を加ふるに及ばざる事な
 り。これ偽作の誤なり。また奉勅と云ふも偽なり。書紀には二十八年の終に、是
 歳皇太子、島大臣、共議之、錄天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部并公民等、本記と
 見えたり。共議之とは、兩人共に相議りて、私に録したるを云なり。舊事紀もし
 聖德太子と馬子が撰にて、日本紀より前にあらば、奉勅を共議之とは云べからず。
 然るに奉勅と云ふは、其偽書を貴くせむが爲なり。また位署を、序の前に書くこ
 と、通例に違ひたり。序の終り年號月日の下に書く例なるを、序の前に書て、通例
 に違へる事をしたるは、上古の書なる故に、後代の書とは違たる事ありと、人に思

はせむが爲に巧みたる偽作なり。

夫先代舊事本紀者、聖德太子且所撰也。于時小治田、豊浦宮御宇、豊御食炊屋姫天皇
 即位廿八年、歲次庚辰、春三月甲午朔戊戌、攝政上宮厩戸豊聰耳聖德太子、尊命大臣
 蘇我馬子宿禰等、奉勅定宜錄先代舊事。

此序文發端の趣きは、推古天皇即位より、廿八年めの三月五日戊戌日に、其時の
 攝政聖德太子と大臣蘇我馬子等に、舊事本紀を撰むべき旨を勅ひ付たる由な
 り。是日本書紀に合されば、偽説なり。そは書紀に、推古天皇廿八年紀に、是歲
 皇太子、島大臣、共議之、錄天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部并公民等本記と
 ありて、月日を記さず。凡て是歲とばかり有るは、月日詳に知れざるが故なり。
書紀を初め、凡歴代の國史には、月日を定めて指がたき事、また月日の詳に知れざる事を
 ば、其年の十二月の事を悉く記し、其後に是歲何の事ありと記すこと、是國史の書例
 なり。然れば正史の書紀に、月日を録さざるを以て正とすべし。舊事紀上古の書
 にて書紀よりも前の書ならば、舊事紀に出たる月日を以て、書紀にも録すべし。
 何ぞ月日の知れたるを省略して、録さざる事あらむ。然れば、今の序文に、月日
 を詳に録したるは、偽説なり。又序には、かく廿八年歲次庚辰、三月甲午朔戊戌

云々とあり。其本書の帝皇本紀には、推古天皇廿八年、春二月甲午朔甲辰、上宮
 厩戸豐聰耳皇太子命、大臣蘇我馬子宿禰、奉勅撰錄先代舊事、天皇紀、及國記、臣連
 伴造國造、及八十部公民等本紀也とあり。此は上に引たる書紀の文を作り替たる文
 大臣とあるは、乃、馬子が事なり。序には三月甲午朔戊戌と録し、帝皇本紀には、二月甲午朔甲辰
 とあり。二月と三月と相違し、戊戌と甲辰と相違せり。皇朝の古曆を以て考ふ
 るに、此年は二月甲午朔、三月甲子朔なり。二を三に誤り。子を午に誤るは、字
 形の相似たれば、傳寫の所爲とも云べし。戊戌と甲辰とは、字形相異なれば、必
 ず寫し誤りには非ず。かく同事を記すに、序と本書と相違するは、偽作せし者
 の心を用ざるなり。馬子が實記ならば、當時の事を記すに、かく誤る可からず。
 ○上宮厩戸豐聰耳聖德太子尊命と書たるも、簡古の文に非ず。書紀に、厩戸皇
 子、更名耳聰聖德、或名豐聰耳法大王、或云法主王と見えたり。上古の文ならば、
 是等の中何れにても、一號を稱すべきに、數號を積重ねて記したるは何の意ぞ
 や。世に遠く名を知られざる人をば、氏姓名字別號まで悉く舉て、人に知らす
 る事も有べし。當時の皇太子にて、天下に隠れもなき人を數號を舉たるは不

敬なり。是後人の偽作なるが故なり。書紀に、厩戸豐聰耳皇子尊命と記する所あり。
 位氏姓名を悉く舉て記す事ある故に、其例を以て厩戸豐聰耳皇子尊命と記すには、其言
 耳と號を二つ置けて記されしなり。自餘の例と爲へからず。又尊命の二字を用ふ
 ると、古事記、書紀などに見えず。是また偽作の證なり。○大臣蘇我馬子宿禰等
 云々、初めも此所も位署の書さま法に違へり。實に奉勅の書にて、馬子が自署
 ならば、大臣蘇我宿禰馬子奉勅修撰と書べし。馬子宿禰と書き、臣字を書さ
 るは不敬なり。等字のこと前には難じたれど、此文には有るべきなり。○奉勅
 修撰は、偽なること上の如し。○先代舊事の事も既にいへり。

上古國記、神代本紀、神祇本紀、天孫本紀、天皇本紀、諸王本紀、臣連本紀、伴造國造、百八
 十部公民本紀者、隨據勅旨、因修古記、太子爲儒、釋說次錄、而修撰未竟、太子薨矣、撰錄
 之事、輒而不續、因斯且所撰定、神皇系圖一卷、先代國記、神皇本紀、臣連伴造國造本紀
 十卷、號曰先代舊事本紀。

是、日本書紀と違へり。書紀には、天皇記及國記、臣連伴造國造、百八十部並公民
 本紀とありて、神代本紀、神祇本紀、天孫本紀、諸王本紀の名なし。また書紀には、
 天皇記とあり。天皇本紀とはなし。此等みな偽作なり。また此序には、百八

十部公民と有りて、本文帝皇本紀に百字なし。是また本書と序文と相違せり。
 ○修撰未竟、太子薨矣と、此こと書紀に見えず。書紀には、推古天皇二十九年、
 春二月己丑朔癸巳、半夜、厩戸豊聰耳皇子命、薨于班鳩宮とあり。其いまだ薨じ
 給はざる二十八年の紀に、天皇記國記以下を録し給へる由見えたり。修撰未
 竟して薨たること、二十八年の紀にも、二十九年の紀にも見えず。偽作なり。
 此事は下文に、于時三十年と書べき爲に、かく作れるなり。猶下文に云べし。
 所謂先代舊事本紀者、蓋謂開闢以降當代以往者也。其諸皇王子、百八十部公民本紀
 者、更待後勅、可撰錄于時卅年歲次壬午、春二月朔己丑是也。

開闢以降當代以往とは、本書卷一謂ゆる神代本紀に、天祖天讓日天狹霧國禰日
 國狹霧尊と謂ふより、馬子が當代推古天皇に至るを謂ふ。然るに此天讓日云
 々といふ神名は、書紀の正書は更なり、數の一書ども、また古事記、古語拾遺、その
 外有ゆる神典に見ゆる事なき偽名にて、天讓日國禰日てふ言、わが古言に聞さ
 るも及ばぬ妄語なり。天狹霧國狹霧といふ言は、古事記に、大山津見神、野椎神、因
 山野而持分而生神と云ふ八神の中に、天之狹霧神、國之狹霧神とて、男女の二神

あり。此二名を合せて、右の天讓日云々の神名を偽作せる也。斯て此を天祖
 と稱して、高天原に坐す神と爲たるは、舊事紀を偽作せし者は、物部氏の末輩な
 どにて、我が彥祖天、火明饒速日尊は、天照大御神の太子、天忍穗耳尊の長子にて、
 天津彦火瓊杵尊は、其御弟なり。斯て饒速日尊、天祖天讓日尊の御言を奉て、
 前に大倭國に天降りて坐させるを、瓊々杵尊は、後に筑紫國に天降り坐し、然て
 神武天皇の大倭國に征入ませる時に、此天下は讓り參らせしなり。然れば我
 が家こそ尊けれと云ひとする張本に作れる説なり。其由は書紀の初めに、至
 貴曰尊、自餘曰命といふ文例を立て、臣列の神には、尊字を用ひ給はぬ例なる故
 に、饒速日命と書れたるを、舊事紀には、尊字を用ひて、其裔を記せる卷を、天孫本
 紀と號けて、皇統の御祖、瓊々杵尊の本紀より前に出せるを以て知べし。天孫本紀の辨に論ふを俟べし。○其諸皇王子云々、此語前文と齟齬せり。そは既に前に、上古の國
 記より、公民本紀までを録すべき由の勅を奉りしと云ひて、此段に至りて、更に
 後の勅を待て、撰錄すべしと云は、前の勅語をば忘れたるか、忘れずして撰錄せ
 ずは違勅の罪なり。これ偽作の掩はれざる所なり。○于時三十年、歲次壬午、春

二月朔己巳是也とは、此年月日に舊事本紀を修撰し畢たると云事なるべし。然れば廿八年に勅を奉り、三年を歴て成就したるなり。是も書紀に違ひたれば偽言なり。書紀には二十八年の紀に、天皇記以下を録し給ひし由見えなれば、此年に成就せるなり。其本文すてに前に引たるを見るべし。然るに廿八年に撰び始めて、後三十年に修撰畢ると云事は、書紀に見えず。此序に、三年かゝりて、修撰を畢たる趣に書たるは、何故ぞと致ふるに、舊事本紀十卷に、神皇系圖一卷、すべて十一卷に造りたれば、撰修に二年、月を送るべき程を慮りて、三年かゝりし様に書たるなり。三年かゝれば、二十八年なり。三十九年までなり。さて二十九年に、聖德太子薨したれば、前文に修撰未竟太子薨矣と書たり。是、三十年に、修撰畢ることを云むための偽言なり。殊に推古天皇三十年二月の朔は、皇朝の古暦によりて致ふるに癸丑なり。己と癸は字形相似たらば、傳寫の誤とも云べし、少も相似ず、書誤まるまじき字なり。馬子が自書ならば、其當日の支干を取違ふべからず。此はその偽作せし者の、古暦日を求むる事を知らて、説りに、二十九年二月朔己丑と有る書紀の文を見て、そを掠め用たるなり。何に笑ふべきの甚しきに非ずや。○さて年月日

の下には大臣臣蘇我宿禰馬子と位署を書べき事なるに、然は無して、是也と書たるは何の事ぞや。馬子いかに學の聞えも、歌の譽もなき者也とて、時の大臣なるに、争てか己が位署をかく、書法を知ざらむ。然れば此序を偽作せるは、位署などを書とも無きいと賤しき者の所爲なりけり。以上右序の辨論、この趣にて猶委く相記し。扱本書の神代本紀と云より、國造本紀までの真擬、及び神名ともの妄、また此書偽作の氏人、また彼供奉三十二神と云ふは、饒速日命を入れて三十三神、こは佛書の切利天上なる、三十三天子を擬したる妄誕にて、中には妄作神名の多く有之よし。三十四代推古天皇の御世の修撰と云つゝ、其より後の孝德天皇、天智天皇、天武天皇、文武天皇、元正天皇、聖武天皇の御宇にありし事も相見え、舊事紀を献りしと云ふ、推古天皇より計ふれば、百七十二年後なる、五十一代嵯峨天皇の弘仁十四年の事もあり。然る時代の合ぬ事のあるをば、或は傳寫の誤なり。後の旁書ヘリガキの錯サマりたる也など、誣る人も有れど、さる類を旁書の錯亂として刪去れば、文章事柄みな不具無用の物となれば、然はしひ難き由まで、明亮に論じ候様に相覺え申候。○下

と見えて、よく舊事紀の偽書なる所以を指摘せられたり。
なほ上毛の人沼田順義の級長戸風の端書にも、この事を論ぜり。
霖雨はれまなきころ、こゝろやすくなれ、しきどちうちつどひ語明語暮つる
に、つれづれとふりつゞきいと閑なる夕、あるは照あるは哥膝し、おのがまに
のならびける。今宵なむからめきたる物語をばまぜず、國史のしなさだめせば
・やとて、種々の史どもをとうて、澤につみをけり。踏たるがうちみあげて、かく
多かる史どもを定めなむは、宵ながら明ぬる夏の夜のわざかは、先舊事紀、古事紀、
日本書紀をこそ定むべけれといへば、皆諸^{オチノ}やをらぬなをりつるが、鼻のわたり
おこめきてひらきむたり。いかにときわくらんとき、耳になれば、ほこりに
咳て、人のしなたかくうまれぬれば、人にもてかしづかれ、かくるゝこともおほく、
じねんにそのけはひこよなきは古事記なり。もとのしなたかく、生ながら身は
しづみ、くらぬみじかくて人げなきは日本書紀なり。さるべきすぢにもあらな
きが、かんだちめなどまでなりのぼり、われはがほに家のうちをかざり、人にをと
らじと思ふは舊事紀なり。といひもはてぬに、哥膝なるがかいととりて、清御原の

きよき御心も、稗田の翁が言の葉にのこりしを、安萬侶大人がふみてにふくめて、
三卷の書となせるは古事記なり。故文面はみやびかに美しう、言の葉も雅て俗
ず、實にも上のしなたるべし。博くいにしへを記し、普く故事をつたへ、文面はみ
やびかなれども、辭は俗びたるもまじり、かにかくにからめきて、いたくいにしへ
ぶりを失へるは日本書紀なり。實にも中のしなたるべし。古事記、日本書紀、古
語拾遺などいへる書どもの辭を、そがまゝにとりつどへて、別書^{ワカ}の異説をもまじ
へつれば、文面もあるは雅く、あるは俗び、條々におなじからず、いさゝかもよつ
かぬこと、木に竹を繼るがごとく、一卷のうちといふとも、異説をのせて是非をも
判たず、理の前に後にそむけるも多くて、時代にもあはぬことさへあるは舊事紀
なり。かばかりあかさ偽書なるに、久しく古事記、日本書紀にならべてたふとみ
こしは、さるべきすぢにもあらなきが、かんだちめなどまでなりのぼりたるにひ
とし。實にも下のしなたるべし。大人が論は、國學の祖なる本居が定にもかな
へれば、實にもさるべきことにこそといひあひて、服^{ウツロヒ}がほなり。己つや、うべ
なはずして、いへらくよく睦て逆ことなきは、常のまじはりぞかし。こは道にあ

づかるさだめにし侍れば、大人達にもえこそゆづらじ。なにがしにはおぼけなくおもほゆれど、いてこそろみにさだめばや。道早振神の御代は文字もなかりつれば、よろづ言傳コトツタヘにことづてこしを、人の代となりて、文字わたりて後に書とはなしぬ。ひさしく天の益人らが、口に耳に傳へ來ぬるをもて、あるは曲マカあるは誤あるは失、あるは補、異説も澤にいて來にければ、其書も種々あり。こは末の世に、古記舊辭などいへる書どもなり。推古天皇の二十八年といふに、天皇厩戸の皇子馬子の宿禰に詔ましく、て、天皇紀及國記臣連伴造國造及八十部公民等の本紀をえらばしめ給ふ。まづ天皇紀をえらび給は、やとて、やがて種々の古記舊辭をとりつどへ、視の海の淺からぬ智もて、はじめをばものし給へれど、政にひまなくや、自餘はえらびも未しきに年もくれて、あくればおなじき二十九年夾鐘朔の夜半ばかりに、みづぐきの露ときえさせ給ひければ、馬子の宿禰もふぢごろもほしあへずやありけむ。其年もむなしく終て、同き三十年といふに、えらびたゞして書はじめてなりぬ。名づけて先代舊事本紀といふ。別名は日本帝王紀。日本書紀には天皇紀といひ、古事記の序には帝紀といひ、弘仁私記の序には、たゞ

ちに先代舊事紀といへり。是をもて舊事紀のふるく傳はれるをしるべし。かゝれば文面の、あるは雅、あるは俗、條々に同じからずて、木に竹を繼るが如きは、とりつどへにし本津書どもの、ふみてのあや同じからざるが故なり。日本書紀、古事記、古語拾遺などに、この書の辭を全くのせたるは、この書にとりつどへにし書どもの辭を、そがまゝにとれるなり。一卷の中といふとも、異説をのせて是非をも判たず。理の前に後にそむけるは、撰のまだしき處なり。千年あまり寫傳たる書にしあれば、あるは經コトツタヘを失ひ、あるはそへがきの經となれる類もあるべけれ。百が一は時代にもあはぬことあるも、そへがきのまじらひたるにこそあれ。厩戸の皇子は勝マカなる徳トクましく、て、智もいと深ければ、世には聖人といひもて傳へり、もしなまかさかしきわろのありて、皇子にならずらへ、偽書をしもものせんには、理ひべにこそつくらめ。いかてかかく、おろかげにみだりがはしう、時代にもあはざるがごとかさなさんや。こゝをもておもはからば、此書の眞なることをしるべし。とり集にし記ども、あるは博雅君子のまねびの臆に成、あるはいたくひなびたるを、このなまゝねびなるがものせしも多かりけめ、學の聞も歌の

譽もなかりし馬子の宿禰がえらび給へば、文面もいたくさといひて、辭もたゞしからず。これ世の歌書の雅言のみもてあそぶ大人達にすてらるゝところなり。儲ばものしなたかくうまれながら、身はしづみ位も卑て、人げなきがごとし。これをば中のしなにさだめつべし。書は道をよくむをもてたふとし。文面にかゝづらうことかは、これちのれが舊事紀を愛ることろばへなり。天武天皇の御宇となりて、天皇詔ましく、諸家の齋ところ帝記帝王記を略して、即西事紀なり。及本辭帝王記の本處、先代の古記の西事なり。正實にたがひて、多く虚偽を加ふ。今其失を改めずは、幾年をもへずして、其旨ぼろびなん。故今帝記を撰録、舊辭を討覈、偽を削、實を定て、後の葉に流ながまくおぼすとのり給ひ、大御口づから稗田の阿禮に勅ましく、てスミヤギ帝皇日繼帝王記をいへり、先代の舊辭本辭に在るを誦習しめ給ふ。古事記意ふに、阿禮既によみうかべければ、もろくの皇子等も、皆よくよみ給へり。天皇川島の皇子等に詔りましく、て、帝記及上古の諸事をしるじ定しめ給ふ。日本紀天武元明天皇の御宇となりて、和銅七年といふに、紀の朝臣清人、三宅の臣藤麻呂に詔、ましく、て、國史をえらばしめ給ふ。日本紀元明意に、持統天皇、天武天皇二代を經

て清御原の御書は、速にかくれ、阿禮が讀習へる書どものみのこれり。故天皇清人等に詔ましく、て、再び國史をえらばしめ給ふなれ。元正天皇の御宇となりて、養老二年といふに、和銅七年一品舍人親王に勅、ましく、て、日本書紀をつくらしめ給ふ。日本紀元正天皇の御書養老四年といふに、是よりまきに、一品舍人親王勅を奉て日本紀を修む。是に至て功成て奏上す。紀三十卷系圖一卷。意ふに、和銅七年の御史、天皇の御心になはせ給はず。故又舍人の親王に詔、ましまし、なり。親王は敏賢おはするのみかは、勝なる徳さへましませば、父にてわたらせ給ひし清御原の天皇の御志をつがばやとて、阿禮が讀習へる書どもをとつとどへ、あしたにゆふべにかふがへ定め、御心になへるをもて經とし、自餘をば一書といひ、博くいにしへを録、普く故事を傳へ、詳に盡して、もらすことなく、文は震旦書にまねび給へれども、はら和訓を傳へ、いにしへぶりをうしなはじとつとめ給へり。故字の音をかりて假名とし、條々ののちには、かならず和訓をしるし給へり。皇國の史澤ありといへども、よく是にまされるはあらじ。たとへば人のしなたかくうまれぬれば、人にもてかしづかれ、かくること多く、じねんにそのけはひこよなきが如し。これをば上のしなに定つべし。古事記の序に、天武

天皇の詔、をのせて、帝紀を撰録さくおぼすものから、稗田の阿禮に詔、ましくて、帝王の日繼、先代の舊辭をよみならはしめ給へれども、運移世異にして、未其事を行はざりしを、元明天皇の御宇となり、天皇和銅四年といふに、正四位太安萬侶に詔、ましくて、阿禮がよみならへる紀どもを、しるして奉らしむるといへり。舍人の親王、日本書紀を撰給ひしは、養老二年にて、和銅四年より八年となたれば、親王かならず古事記を視すべき理なり。既にみそなはしたらんには、天武天皇帝紀を撰び録さまくおぼすとのり給へる詔の事をば、おこなひ給はざりしをしるべし。そをしりなば、日本書紀天武の御卷十年といふに、川島の皇子等にみこととのりましくて、帝紀及上古の諸事をしるし、さだめしめ給ふと、しるし給ふ理あらんやも。これ親王、なほ古事記をみそなはし給ぬなり。もし既に帝紀を撰ばしめ給ひつれども、御心にかなはざりしをもて、ふたゝび詔、ましくと、ならば、詔にいほゆる帝紀は自家の帝紀なり、諸家の齋すところとのり給はん理やばある。かゝれば詔、ましくしは、川島の皇子等に、帝紀をしるさしめ給ひしよりさきつかたなり。こゝをもておもはければ、親王古事記をみそなはし給はぬこ

と明らけし。まいて日本書紀引ところ一書といふも、おほぞう舊事紀の文にて、古事記に似たるはいとくまれなるをや。百が一ツ古事記に似たる事ありといふとも、そは古事記のもとづきし古記なりかし。續日本紀安萬侶氏の長たりしをしるして、古事記をつくりしを、いはず。和銅七年に、紀朝臣清人等に勅、ましくしをば載て、和銅四年のは見えす。これ眞道の大人も、なほ古事記をば見給はぬなり。和銅四年のはうちくの詔、なれば、世にしられざりしなどいふめれど、そは證もなき妄言なり。國史をえらばしめ給ふは、天皇の功にして、御代の譽なるに、かくし給ふ理やはある。たとひ詔、は世にしられずとも、古事記をだに見給はく、なかしるさむ。意ふに、天武天皇の詔をしるせる書もありしによりて、安萬侶になずらへ、なまさかじきをのこのつくりいだし、偽書なりけらし。しかはあれど、弘私記の序にもひきつれば、大くだれる書にもあらじ。國學のわざにもくからず。しきしまの道にもあきらかなりや。其文面はみやびかにして、うるはしう辭も雅しうして、さとびず。これ世の中の博雅君子達にもめてらるゝ所なり。譬ばさるべきすぢにもあらなきが、かんだらめなどまで

なりのぼりて、われはがほに家のうちをかざり、人にをとらじともへるが如し。こゝには下のしなにさだめつべし。老聃が蹟を慕ひ、莊周がなれを汲つるをのこと見えて、自然なるさまをのみたふとぶから、其撰も道々しき事をばはぶき、をしへがましきことをばのぞきぬ。故古事記によるときは、神の御代には道も教もなかりしが如し。そがうへ帝紀本辭の譬喩をもえさとらず。天照大御神月夜見の尊をば、神漏岐神漏美の二柱、交合してうみ給ふちふたしき傳をばしらずがほに、神漏岐の御眼をあらひ給ふに、あれまししといふ妄言をしも經として、天神の次二ツに高皇產靈神皇產靈神をしるせるたぐひ、其誤をいひもてかくなへば、兩の手の指にもあまり、あしびきの山鳥の尾のしだりをのながものがたりともならなん。書も道を載てこそたふとけれ。たとひ文面はうるはしくも、道をし傳へざらむには、あだかもかたほなるをうなのいろどりがざれるが如し。これをのれが古事記をうべなはざるこゝろばへなり。本居宣長もなべてならぬ人には、あはすめれど、いたく歌書の言の葉を好めるをもて、文面の美きにまどひ、言の葉のさびとびざるを愛て、こゝなき書ぞともひあやまつから、傳をさへ

つくりてほめたふとみ、自餘をあとしめむとて、舊事紀、日本書紀をもいひけつめり。

以上の諸説によりて、舊事紀は古事記よりも後世の書にして、又偽書なること明かなり。而して古書に引據したるものに、舊事紀とありといへども、弘仁私記序日本書紀

弘仁私記序には、

略上 先是淨御原天皇御宇之日、近江天皇同母弟也。有舍人、姓稗田名阿禮、年廿八。女命之爲人、謹恪、聞見聰慧、天皇勅阿禮使習帝王本記、及先代舊事、皇廿八年、上宮太子島大臣共、隨天皇配及國肥臣連伴造國造百八十部并、公民等本記、又自天埴國、至豐御食炊屋姫天皇之舊事。

と見えて、舊事紀とはなし。然ればその別物なること明かにして、世に云々するは、是普通流布本の釋日本紀に孫引せるものに據れる誤謬なり。

なほ古事記と舊事紀と同日に論ずべからざることは、萬葉集この書は橘諸兄公撰集に従事し、大伴家持卿の大成せりと、普通に言ひならへり。

古事記曰、輕太子奸輕大郎女、故其太子流於伊豫湯也。此時衣通王不堪戀慕而、追往時歌曰、

君之行氣長久成奴山多豆乃迎乎將往待爾者不待 此云山多豆者是今造木者也。と引用したるによりても古事記の方正しくて且古きものなるを知るべし。然れば古事記をフルコトブミと打まかせて訓みしこと疑を容れざるべし。そは後世に舊事紀といふ書の出でんことを誰か豫に知りて古事記をフルコトブミと訓むことを憚かるべき理由あるべけんや。世の論者一考すべし。

(二) 撰録の緣由

本書の成れる趣は、弘仁私記序に、

略○上 先是淨御原天皇御宇之日、近江天皇同母弟也。皇子有舍人。姓稗田。名阿禮。年廿八。天皇勅阿禮使習帝王本記及先代舊事。豐御食炊屋姫之後也。命爲人隨格。聞見聰慧。天皇勅阿禮使習帝王本記及先代舊事。豐御食炊屋姫宮太子爲大臣。共隨。緣天皇配及國記。臣速作造國造百八十部。未令撰録。世運遷代。豐國成井公民等本配。又自天地開闢。至豐御食炊屋姫天皇。前之舊事。和銅五年正月廿八日。豐國成天皇初上彼書。所謂古事記三卷者也。とあるによりて明なり。

(三) 撰者の略傳

本書の撰者は太朝臣安麻呂なり。今その家系を釋ぬるに、新撰姓氏錄左京皇別上に、多朝臣出自諡神武皇子神八井耳命之後也、日本紀合と見え。故文學博士栗田寛氏の新撰姓氏錄考證卷之二(百九十七頁以下)に、

古事記に、神八井耳命者、意富臣云々等祖也、とある意富は、多に同じく書紀にも、神八井耳命云々、即是多臣始祖也とみえ、和名抄に、大和國十市郡、依富とある地名より出たる氏なり。今本に、飯を誤て飯に作り、上總國望陀郡の、依富をも、飯に誤れるを、於布とあるにて、其誤をしるべく、大和なるをも准へて知るべし。○中 今も十市郡に多村ありて、大とも書り。神名帳に、多坐彌志理都比古神社。臨時祭式に、太社とみえ、或作多社とある是にて、此社今も多村にあり。社傳に、彌志理都比古とは、身退津彦の義也と云り。其は古事記(神武段)に、天皇崩後、其庶兄當藝志美々命娶其嫡后伊須氣余理比賣之時、將殺其三弟(日子)八井耳命、神八井耳命、神沼河耳命也、而謀之間、其御祖伊須氣余理比賣忠苦、而以歌令知其御子等、歌曰、佐草

賀波用佐井河自なり久毛多知和多理雲立渡り宇泥備夜麻畝傍山許能波佐夜藝
 奴木葉の騒ぐ加是布加牟登須風將吹なり。又歌曰宇泥備夜麻畝傍山比流波久
 毛登堂盡は雲與居なり由布佐禮婆夕在者加是布加牟登會風將吹也許能波佐夜
 牙流木葉さわげる也。於是其御子聞知而驚乃為將殺當藝志美々之時神沼河耳命
 曰其兄神八井耳命那泥汝命持兵入而殺當藝志美々故持兵入以將殺之時
 手足和那々岐豆不得殺故爾其弟神沼河耳命乞其兄所持之兵入殺當藝志美
 々故亦稱其御名謂建沼河耳命爾神八井耳命讓弟建沼河耳命曰吾者不
 能殺仇汝命既得殺仇故吾雖兄不宜為上是以汝命為上治天下僕者扶汝命為息人
 而仕奉也とあるにて辨ふべし。景行卷に多臣祖武諸木天智卷に多臣蔣敷天武
 卷に多臣品治など見えて十三年十一月戊申朔多臣賜姓曰朝臣古事記を撰れた
 る太朝臣安麻呂も此氏人なり。
 又和州五郡智吉野宇陀神社神名帳大略注解卷四補闕この書信服しがたき説往々
 あれど奥書に于時文安第三丙寅之歲黃鐘上旬牟佐神禰宜散位正六位上宮道君述
 之在判ともありて無下に近來の偽書とも思はれざればこゝに擧げたり。

十市郡 神社九所十九座

意富六處神社

神名帳曰大和國十市郡多座彌志理都比古神社三座並
 在意富郷意富村平森現在四座

現在四座之内左二座水知津彦神火知津姬神稱大宮預大祀也右二座彦皇子神
 命姫皇子神命稱若宮預小祀云々亦今殿二座小杜神命屋就神命稱別宮預小祀
 在本社去南一里二町平森但春日大床造營蓋若宮別宮四神並為大杜之皇子神
 見神名帳。

多神宮注進狀草案

大宮二座

珍子聖津日靈尊

皇像瓊玉坐

天祖聖津日靈尊

神物圓鏡坐

若社四座

彦皇子神社皇孫日火靈神尊

姬皇子神社天媛日火靈神尊

樹森神社瓊玉弋神命

日月神社火滿瓊神命

別宮二座

子部神社皇弟天火子日命

神像統玉坐

子部神社王弟天火子根命

同上

已上神社在意富鄉

多朝臣爲禰宜
肥直爲祝部

葛城高岡宮御宇神淳名川耳天皇曰二按境爲二御世二年辛巳之歲春中皇弟神八井

耳命自帝宮以降居於當國春日縣後改十造營大宅鹽梅國政斯蓋起立神籬磐境祭

禮皇祖天神陳幣物啓祝詞曰云々（祝詞アルド也）以答神祇之恩而主神事之典焉使

縣主遠祖大日諸命命之子爲祝而奉仕之泊乎磯城瑞籬宮御宇御間城入查五十瓊

殖天皇曰二舉神爲二御世七年庚寅之歲冬中依卜合祭八十萬群神之時詔武惠賀

前命神八井耳命五世孫改作神祠奉齋祀珍御子命皇御孫命祈寶天津日瓊玉命天璽

鏡劍神等號社地曰太鄉定天社封神地舊名春日宮當神社與河內國日下縣神社共所
祭神爲二同神格互得春日之名也

今云多神社其後志賀高穴穗宮御宇稚足彥天皇御世五年乙亥之歲初秋詔武惠賀

前命孫仲津臣武彥命子爲祭多神之主負多氏依社號也是同天皇依神託詔仲津臣奉

齋祀外戚天神皇妃兩神於日原地今日原神社是也及于泊瀨朝倉宮御宇大泊瀨幼

武天皇詔六世孫螺麻或數子被遣諸國收斂蠶兒誤聚小子奉貢之天皇咲以小子賜

螺麻詔曰汝宜自養于時螺麻即養小子於高邊仍賜爲小子部連此小子等及壯令住

我多鄉俗號其處云子部里即位九年乙巳初春天皇依靈夢詔螺麻奉祀皇枝彥日根

於子部里今天子部神社是也至於淨御原御宇天淳中原瀛真人天皇曰二天武爲二即

位十三年甲申仲冬改天下之萬氏姓而分爲八等之日多清眼十一世孫小錦下品治

子將數賜姓曰多朝臣厥后和銅五年壬子孟春正五位上太安麻呂品治子也安麻呂多
氏多仰太字復萬氏

奉勅撰古事記三卷以献上之養老四年庚申仲夏一品舍人親王奉勅日本書紀三十

卷于時安麻呂預筆削既功畢因以授從四位下爲太氏長者加位補民部卿然後水火

知男女神延曆五年丙戌孟夏望前奉授正四位上勳六等永治改元年辛酉季夏初旬進加

神位階奉授正一位充位田納神稅先是口制撰弘仁式之節改入神祇官神牒每春冬

預四度新年月次官幣奉祈禱年殺豐稔修禮請鎮護天下安全致敬應令旨獻注進如

右上狀、謹恐啓白。

久安五年己三月十三日

禰宜從五位下多朝臣常磨
祝部正六位上肥直尙弼
祝部正六位下川邊連恭和

隨上新國府守藤原朝臣殿

又同書に

下居此云乎和伊與神神社一座、神八井耳命之靈、是即太朝臣小子部連肥直都介直、

志貴縣主等遠祖也、又河内國志貴鄉縣主神社同縣異名也。神名河内國志貴鄉縣主神社一座云々、所謂川

内志貴縣主祖神是也、與之大和志貴縣主祖神爲同名、異神也、姓氏錄志貴縣主多朝臣同祖神八井耳命之後也。螺麻神社一座、雷螺麻靈亦云

雷神、是即小子部連遠祖、在子部里未預官幣。

永享五年仲冬七日

牟佐神社

禰宜無位宮道君述之在判

又特選神名大和國下、市郡、

多坐彌志理都比古神社二座並名神大月次相管新管

祭神彌志理都比古神

姫神

祭日四月三月並廿日

社格郷社

所在

多村

小杜神命神社

祭神太朝臣安麻呂

祭日一月廿八日

社格

所在

多村字本下

とも見えたり。

次に著者の履歴を考ふるに、續日本紀卷三に、慶雲元年正月癸巳七詔、中授正六位下太朝臣安磨從五位下。又同書卷五に、和銅四年四月壬午七詔、叙文武百寮成選者位、中授正五位下太朝臣安磨正五位上。又同書卷六に、靈龜元年正月癸巳十

授正五位上太朝臣安磨從四位下。同二年九月乙未^{三〇}日^{二十}以從四位下太朝臣安磨爲氏長者。

又、同書卷九に、養老七年七月庚午^{二〇}日^七民部卿從四位下太朝臣安磨卒と見えたり。

今因に、その父祖の履歷を釋ねれば、前に擧げたる和州五郡神社名帳大略注解卷四補闕に、小錦下品治、蔣敷子、また正五位上太安麻呂品治子とありて、その祖父蔣敷のことは、日本書紀卷二十七天智天皇紀の首に、

九月、皇太子御長津宮、以織冠授於百濟王子豐璋、復以多臣蔣敷之妹妻之焉。

とあるのみにて、他に所見なけれど、父品治に就いては、日本書紀卷二十八に、

天武天皇元年六月壬午^{二〇}日^{二十}詔村國連男依、和珥部臣君手、身毛君廣曰、今聞近江朝廷之臣等爲朕謀害、是以汝等三人急往美濃國、告安八磨郡湯沐令多臣品治、宣示機要、而先發當郡兵、仍經國司等、差發諸軍、急塞不破道、朕今發路。七月辛卯^{二〇}日^二天皇遣紀臣阿閉麻呂、多臣品治、三輪君子首、置始連莖、率數萬衆、自伊勢大山越之向倭、且遣村國連男依、書首根麻呂、和珥部臣君手、臈香瓦臣安倍、率數萬衆、自不破出、直入

近江、恐其衆與近江師難別、以赤色著衣上、然後、別命多臣品治、率三千衆、屯荊荻野、遣田中臣足麻呂、令守倉歷道。

又、同書卷二十九に、

十二年十二月丙寅^{三〇}日^十遣諸王五位伊勢王、大錦下羽田公八國、小錦下多臣品治、小錦下中臣連大島并判官、錄史、工匠者等、巡行天下、限分諸國之境堺、然是年不堪限分。

十四年九月辛酉^{八〇}日^十天皇御大安殿喚王卿等於殿前、以令博戲、是日^中多朝臣品治^中凡十人賜御衣袴。

又、同書卷三十に、

持統天皇十年八月甲午^{五〇}日^{二十}以直廣壹授多朝臣品治、并賜物褒美元、從之功與堅守關事。^{引證の文の凡て印行の國史と違ふは校本に據れるなり、看る者誤ること勿れ。}

と見えて、品治の國家の功臣たるを知るに足れり。

次に藤田阿禮の傳は、弘仁私記序に、

略^上淨御原天皇御宇之日、^{近江長帶日天皇之母弟也。}有舍人、姓稗田、名阿禮、年廿八、^{天之御孫命之御孫}

也。爲人謹恪。聞見聰慧。天皇勅阿禮使。習帝王本記及先代舊事。豐御食炊屋姫天皇廿八
本記。又自天地開闢。至豐御食炊屋姫天皇。謂之舊事。未令撰錄。世連遷代。豐國成姬天皇臨
軒之季。天命開別天皇。第。四。皇。女。也。軒 詔正五位上安麻呂。俾撰阿禮所誦之言。和銅五年
 正月廿八日。豐國成姬天皇 初上彼書。所謂古事記三卷者也。略。下

と見えたり。この稗田氏は姓氏錄に見えざれど、この氏の猿女君なる由は、西宮記
 に、猿女依縫殿寮解内侍奏。稱之とありて、その裏書に、

賞猿女事。弘仁四年十月廿八日、猿女公氏之女一人進。縫殿寮。延喜廿年十月十四
 日、昨尙侍介奏。縫殿寮申以、稗田福貞子、請爲稗田海子、死關替。

とあるを併せ考ふるに、女舍人なると思はるゝなり。然るに、前掲の弘仁私記序に、
 有舍人姓稗田名阿禮とのみあるにより、これを男舍人なりといふ説もありて、彼是
 これを論ぜり。今左にそを抄出すべし。

朝後佐藤信術氏の稗田阿禮に就きて、(大八洲雜記)に、

稗田氏の古事記をよめる長歌に、刀自と朝臣とのいさをし云々といへるあり。
 刀自とは阿禮をさしたるにや、いぶかしさの餘り、本會に質問し、に、阿禮は女な

りといふ説は、古史微開題記に委し。橋村氏も此説によられしなりとの教示を
 得たり。古史微の著者平田翁は、余の尊信する處にて、我秋田の産なれば、其著書
 の多分は、幸に見るを得、而して開題記の他にも、翁は阿禮を女なりといへり。し
 かれども、阿禮を女なりといふ説は、余の信ぜざる處也。明治昭代活字等の行は
 るしにつけ、歴史上の研究も行き届き、阿禮は天武帝の舍人にして、有髯の男子な
 りといふ説は、既に世に行はれ居るにあらずや。多くの著書、就中萩野由之氏の
 中等教育日本歴史、殊に小中村義象、落合直文兩氏合著新撰日本外史三編には、桂
 舟の筆になれる人物をも書き、阿禮即有髯の老爺が、太安麻呂に物語するさま
 をも添へられたり。余はこの阿禮を男子なりといふ説を信ずる者也。
 これに對して、伊勢の木野戸勝隆氏は稗田阿禮の考、(大八洲雜記)に、て前説を駁し、女
 舍人なることを辨ぜり。

稗田阿禮は天鈿女命の後裔なる猿女君の族にて、天武天皇に仕奉りし女刀禰な
 り。其の天鈿女命の子孫なる事は、弘仁私記序に、先是淨御原天皇御宇之日、有舍
 人姓稗田名阿禮云々とある本註に、阿禮、天鈿女命後也と見え、また齋部氏家牒に

も阿禮者、宇治土公、庶流天、細女命之末葉也とあるにて知られたり。稗田氏の猿女君なる由は、西宮記に、猿女依、縫殿寮、解内侍奏補之とある裏書に、貢猿女事、弘仁四年十月廿八日、猿女公氏之女一人進、縫殿寮、延喜廿年十月十四日、昨向侍令奏、縫殿寮申、以、稗田福貞子請爲、稗田海子、死、闕替云、○類聚三代格卷一に載せられたる阿禮者、宇治土公、庶流天、細女命之末葉也とある裏書に、貢猿女事、弘仁四年十月廿八日、猿女公氏之女一人進、縫殿寮、延喜廿年十月十四日、昨向侍令奏、縫殿寮申、以、稗田福貞子請爲、稗田海子、死、闕替云、

位下行左中辨兼藤津守小野朝臣野主等解得、猿女之與國史詳矣、其後不絶、今猶見在、又猿女養田、在近江國和邇村山城國小野縣、今小野區和邇郡、既非其氏、被供、猿女、然、猿女、上、件、兩氏、食、人、利、田、不、願、社、神、相、容、無、加、祭、祭、也、亂、神、事、於、先、代、猿、女、於、後、裔、日、經、年、恐、成、三、百、買、之、請、令、所、司、殿、加、擬、彌、斷、用、非、氏、然、則、祭、祭、無、違、家、門、得、正、禮、禮、官、裁、者、搜、檢、滋、肥、所、陳、有、實、右、大臣、宣、奉、勅、宜、改、正、之、者、仍、兩、氏、猿、女、從、存、廢、定、猿、女、公、氏、之、女、一、人、進、縫、殿、寮、隨、國、即、稱、以、爲、恒、例、弘、仁、四、年、十、月、廿、八、日、之、有、此、格、文、以、類、聚、國、史、に、も、見、え、た、る、事、木、野、月、氏、の、説、の、如、し、

天曆九年正月二十五日、右大臣。令奏、縫殿寮申、被給官符於大和近江國氏人、令差進猿女三人、死、闕替云、と見えたるにて知らる。さて稗田とは、住所の地名を負へるにぞありける。其は六人部是香の説に、神名式なる大和國添上郡賣田神社を、今本にヒメタとあり。大和志に、在、稗田村、今稱、三社明神と、元は比賣田と有りけむを脱せしなるべく、此、猿女君の代々領居し地なるから、其遠祖を祭れるなるべし。又式に、近江國伊香郡賣比多神社も、今本にヒメタと訓み、古本に比賣多とあり。此も細女命を祭れるかといへる如くにて、近江國にも猿女、養田ありし事、類

聚國史、また三代格弘仁四年十月の太政官符に見えたり。かくて猿女君は、遠祖よりして、婦女の朝廷に奉仕せし事、先哲の説の如くなれば、稗田阿禮の、女刀禰なるは、昭々として明なるにあらずや。されど太塾先生常にいへらく、古人言あり。知己を千載に待つと。豈信を不信の人に求めむやと。されば有髯の男子なりと想像して、書にかゝせたらむを信ずる人は、とまれかくまれ。先師太清先生の神典翼、皇典翼の中より抄出して、同好の士に示すになむ。

附記、西宮記に、稗と書けるが、新撰龜相記序にも、稗田阿禮と記せり。また、開題記に引出てられたる、萬葉集なる志斐、嬬が事をも、考へ合はすべくこそ。

又これに對して、佐藤氏は再論稗田阿禮(大八洲雜誌)と題し、再び之を辯駁せり。
 ○上 一氏○木野月氏ガ引證セシ所ノ弘仁私記序ニモ、有舍人姓稗田名阿禮トアルニアラズヤ。舍人ハ刀禰入、殿入ノ約ナリ、ナド云説アリテ、男女總テヲイヘルモノ、如クナレドモ、單ニ舍人トイヘバ、男子ト信ジテ可ナリ。大資令ニ、舍人ハ中務省及東宮ニ屬スル職ニシテ、大内小ノ別アリ。單ニ稱呼上ヨリ考レバ、内舍人

ハ女子ノ職名ノ如ク聞ユレド、夫反テ帶劔侍衛ノ職ナリ。往昔人九ト稱セル女モアリシカド、天武ノ朝、高市皇太子ノ舍人トイヘバ、柿本ノ大人ナリシナリ。天智ノ皇太子廢立ノ際、大海人ヲ廢シテ大友ヲ立ツ。四年天皇病篤シ、大海人剃髮シテ吉野ニ入ル。舍人以下之ニ從フ者多シ。蓋シ密ニ圖ル所アルナリ。時人評シテ、虎ニ翼シテ野ニ放ツニ異ラズ云々トアリ。此舍人中ニモ女ハ籠レリヤ不審シ。既ニ如是單ニ舍人トイヘバ、男子ヲ指スモノナルコト、深ク考覈セザルベカラズ。

一、稗田福貞子ハ、正シク本文ニ照シテ女子タルコト無論。蓋シ阿禮ニ後ル、コト殆一百年、果シテ阿禮ノ子孫ナルヤ否ヤハ知リ難シ。

當時我日本ノ人口ハ、少クモ四五百萬アリシナラム。稗田姓ハ一家ニ限リテ、果シテ猿女ニ貢セラレタル者ノミナル乎。又男子ハ此家ニ生レザリシカ、一概ニ断定シ難カラシ。加之福貞子海子ト女子タル特稱ヲ明記シアリナガラ、阿禮ニハ猿女トモ何トモ女ニフサハシキ稱呼、一モ之アルコトナケレバ、彌以男子ト信ゼザルヲ得ザルヤ。

一、篤胤翁ハ、其自著神代系圖ニ、天宇受賣命、此神者御巫猿女君等之祖也ト記シアルヲ以、此神ノ裔孫ハ、皆女子ナリト想像シ、阿禮ヲモ女ナリト云ヒシニハアラザル乎。

一、天武ノ朝ニハ、男女ノ稱及其職名モ明ラカナリシナリ。天武ノ夫人ヲ氷上ノ大刀自ト云ヒ、不比等ノ妻橘三千代ハ内命婦タリシナリ。當時女官ヲ始メ、女官職名ヲ確定セウレタルハ、下中菟東賢子、采女、女房、侍女、郎女、娘子、何子、何刀、自、某母妻妾持統ノ二年ナレドモ、姉妹ナド、女ニフサハシキ唱ヘアリテ、萬葉ニモ舍人娘子ナド見エタリ。

一、阿禮ヲ猿女ト假定センニ、其貢セラレタル猿女ノ職名ハ、如何ナル事ヲ執リ行フモノナルヤ。神代紀猿女ノ古事ニ徵スレバ、戲樂ヲ奏スルモノ、如シ。果シテ然ラバ、苟モ天武ガ殊ニ勅シテ、歷代先皇ノ日嗣及舊辭ヲ誦習セシメ、以修史ノ底本トナサムトノ敎慮ナレバ、假令當時君臣相親ミ敬而遠之如キ弊ナカリシトスルモ、侍臣數多ノ男子ヲ擱キテ、猿女ニ誦習セシメタリトハ、ウベナヒ難キ説ト云ヘシ。

一、氏ハ志斐ノ姫ガ事ヲ考合スベシトイヘリ。萬葉二卷、否ナト云ヘド、強留云々

ノ歌ナラム。道ハ強ヒテ戲言交リノ昔語リナドスル嫗ニテ、時ニ飽カセ玉フコトモアレド、持統女身ニ坐セバ、折々其ガ物語ヲ聞キ玉ヒシマデニテ、天武ト猿女ノ關係トハ、天壤ノ差アリテ比較ニハナラザルナリ。といへり。これに對して、いまに、木野戸氏の對答なしといへども、予もまた、木野戸氏と同説なれば、聊か左に述ぶる所あるべし。

按ずるに、佐藤氏の説に、舍人ハ刀禰入、殿入ノ約ナリト云説アリテ、男女總テヲイヘルモノ、如ナレドモ、單ニ舍人トイヘバ、男子ト信ジテ可ナリ云々、と云はれたれど、是舍人の文字に拘泥したる説なり。弘仁私記序に、有舍人姓稗田名阿禮、とある舍人の文字は、もと古事記の表文に、舍人とあるによりて書かれたるなり。その表文は、漢文に書かんがために、刀禰に舍人の字を充てたる者にて、表文を漢文體に作らんとために、殊更に文字を改めたる例をいはず、伊弉諾伊弉册尊を、二靈とし、高倉下を高倉としたるが如し。然れども、漢文體なる儀式などには、これを刀禰と假字書にせるもあり。而して、刀禰の義は、神樂譜入文卷下に、記傳三十三、五丁、舍人の下云、又刀禰と云稱あり。此は舍人とは、本より別なり。廣瀬大忌祭祝詞に、倭國乃六御縣能

刀禰、男女爾至萬豆云云。大神宮儀式帳に、二箇郡司子弟及刀禰等。中右記に、嘉保二年云々、大原刀禰等爲兩院下部云云。又伊勢神宮の書等に、宇治郷刀禰、沼木郷惣刀禰、諸郷刀禰などあり。後拾遺神祇部詞書に、里の刀禰とも有。散位をも刀禰とよみ、命婦官人などをヒメト子と訓り。凡て刀禰とは、もと上中下に亘りて、公に仕奉る者の總名にて、甚賤き品の者迄を云り。故後には、おのづから賤き稱の如くにもなれるなり。神樂歌に、海人の刀禰とあるも、海人は公の御贄を捕事を、仕奉る故に云り。里刀禰は、村長など云なるべし云々。名義は、伴之部なるべし云々。また、鈴木重胤の祝詞講義廣瀬大忌祭の條に、刀禰男女爾至萬豆、刀禰は處主にて、戸母を男に依て其稱の易るなり。戸母は女に限れること云も更なるが、刀禰は打任せては男の稱なるを、比賣刀禰と云は女の稱とも成れるなり。故此に刀禰男女とは云るなり。倭此に刀禰と云るは、倭國六縣の縣主より始て、其處々の里長を云なりと見えたり。これらの中首肯し難き點もあれど、刀禰は伴之部なるべしと云へる説穩かなり。又大神宮儀式帳解卷二十に、刀禰の意は、加茂真淵祝詞考の説宜し。舍人ももとは刀禰人の意ならん。

江次第抄、刀禰者六位也。白馬豐明大節、故召六位已上人也。とあれど、六位をすべて刀禰といふは、ひが事也といへり。

昔は諸郷刀禰あり。神郡刀禰は齋王判任し、且宇治沼木等の郷の刀禰は權禰宜を兼任たり。公文筆海大中臣頼忠小俣村惣刀禰職狀を祭王に上る事あり。又弘安五年四月九日、正六位上兄國時尙を射和村刀禰職に任よし見之、氏經卿日次記、永和三年十一月廿七日、宇治郷刀禰等に御常供田堰可修治由應宣を下さるゝ事あり。又公文筆海抄刀禰任料を注す處に、諸郷刀禰二疋、宇治郷三疋云々、但貞應之度馬、同初心抄刀禰職任符書様を注し、刀禰等或祭王迂替毎度被召任符料、或所職相續之時、賜任符之由申之、先例不同歟、雖然近例毎度被召之と見ゆ。その職神事にも仕れども、公事政事を奉行する方專にて、近き世まで里長刀禰をつとめ、殊に土地の事を專にあづかれり。嘉曆勅使記宇治官道修治云々、在地刀禰相共殊可令致沙汰。又年中行事正月一日

應宣

宇治郷刀禰等

可早任先例令修治御常供田堰溝事

右件堰溝任先例可令修治之狀所宜如件以宣

年號正月一日

禰宜荒木田神主判

十員皆同

と見え、同條中刀禰見ゆれば、大刀禰、中刀禰、小刀禰の稱ある事しるしとありて、この神郡の刀禰に、大中小の三種あることを知るべしと云へり。猶云は、往し年田中頼府氏の家にて、飯田武郷氏の伴信友大人の説なりとて、阿禮若し婦人ならば、命婦と有るべしと云はれたる時に、予の云へるは、命婦は五位以上の高官の人にて、凡内外五位以上勅授とあるを始め、律の隨賚の下にも通賚とあり。阿禮の然る官職なり、その他五位以上の賚き事は、國史令式等にも數多見えたるが如し。阿禮の然る官職なりし事、更に所見なし。抑、舍人は、支那にては、古く天子の左右に親近せるもの、稱なりしかど、唐の頃には、私屬の官號と爲りし事なれば、皇國に尊卑及び男女の刀禰あるに依りて、舍人の字を充られしなるべく、周禮舍人の注に、舍者人所居也、宿衛爲舍次とあるは、男女に通じて、舍人の語の古義と思はるゝ而已ならず。此所の師古の注にも、舍人親近左右之通稱、後遂爲私屬官號とあるにても、然は思はるゝなり。漢書紀の註に、師古曰、舍人親近左右之通稱也。後遂以爲私屬官號。又同書(評林)卷九十九上、王莽傳に、太后詔曰、公自朝百姓家給、是以聽之。其令公率舍人賞賜皆倍故(師古曰、率所食之率也。舍人私府吏員也。倍故數多於故一倍也。)(齊地曰、上に引ける類聚國史三代格にも、猿女は一員、西海心、隨群考小心、百姓家給人足とあり。

て、彼の友人に示せて其の疑を解けり。此を以て、ミダリナルコトモ多キゾカシ。タ
 漫に古人を疑ふことは、慎むべきなりかし。トヘバ、白橋原宮段ナル高倉下ノ言ニ、已夢云トアリテ、末ニ結ビタル辭ナクテハ
 聞エヌマ、傳ニハ故建御雷神教曰穿汝之倉頂以此刀墮入ノ十七字ヲ補ヒタレ
 ド、本書ニハモト夢之トアリシヲ、筆書ノ似タルマ、ニ寫シヒガメタルニテ、夢之
 トスレバ、故如夢教ト受タルツキモ明ニテ、マタ惑フベキフシモナシ、故古書ハ
 一字ナリトテ、オロソカニハスマジキ者ヲナド、人ノイフメレバ、オノレモ年頃其
 本ノユカシカリシニ、コノ頃オモホエズ見ルコトヲ得シハ、又ナキ幸ナリキ。扱
 其奥書ニヨリテ、其傳ハリ來ヌル緣故ヲ按フニ、先ヅ文永三年二月仲旬書寫畢神
 祇權大副大中臣定世之トアル、コノ定世卿ハ、祭主從三位神祇大副隆世卿ノ子ニ
 テ、正元二年十一月十日十四歳ニテ神祇權大副ニ任ジ、弘長三年五月廿四日正四
 位下ニ叙シ、同キ六年ノ四月十日ニ祭主トナリ、弘安十一年十二月四日ニ從三位
 ニナサレ、永仁五年十二月廿二日五十一才ニテ薨レヌ。サレバ、此書寫シ、ハ、卿
 ノ二十才ノ春ナリ。次ニ同六年九月廿九日於燈下一見畢、建治四年仲春廿七日
 彼岸中日又一見畢、宿執之至猶在神事爲之如何ト見エタル六年ハ廿三歳。建治

四年ハ三十四才ノヲリナリキ。コノ卿ノ子ヲ定忠トイヒテ、祭主神祇大副トナ
 リ。其子ノ親忠トイヘルハ、正和二年二月六日ニ神祇權大副トナリ。同ジ四月
 十日正四位下ニ叙シ、元徳三年三月十一日祭主ニ任ジ、同キ十二日從三位ニハ昇
 ラレタリ。次ノ奥書ニ、借請親忠朝臣一本吉田大納言定房被所望之間、依家君御
 命書寫進畢。又一本書寫之止之トアルハ、定世卿ノ遺本ヲ親忠朝臣ニ借リテ二
 本ヲ寫シ、其一ハ吉田定房卿ニ贈リ、一ヲバ家ニトメシモノト知ラレタレド、寫
 シ、人ノ名モ記サズ。ハタ、年號モナケレバ、誰人ノ何レノ年ニ書キタリトモ定
 カナラナド、コ、ニ親忠朝臣トアルモテ思フニ、從三位ニハナラレヌ程ナルベケ
 レバ、元徳三年ノ前ナルコトシルク、又、定房ヲ大納言トアル、コノ卿ハ、元應元年十
 月二十七日ニ權大納言ニナラレシカド、コノ年ノ後ニテ、元應元徳ノ十年アマリ
 程ナル事モ明ケシ。サテ此等ノ奥書ドモハ、前ノ本ノ者ナルヲ、後ノ人ノモトノ
 マ、ニ寫シタルナリ。今アル本ハ三冊ニナシテ、冊ゴトニ末ノ綴リ糸ノ下ニ、上
 冊ニハ執筆賢瑜、俗老廿八歳。中冊ニハ執筆金剛資賢瑜、俗老廿八。下冊ニハ執筆賢
 瑜、俗老廿九才。ト小字ニ記シタルニテ、寫シ、者ノ名ヲバシラレタリ。○細圖云く、執
 筆者の名は、本

の録目の中に入りたるより、これを發見せざるもの多かりしなり。コノ寶瑜ハ、同ジ眞福寺ニ傳ヘタル秘藏寶論トイヘル書ノ奥ニ、應安第三天十二月二十七日於尾州大須庄北野眞福寺寶坊書寫畢、金剛寶賢瑜、廿七トアルニヨレバ、眞福寺ノ僧ナル事モ、其寫シ、年モ、又、奥書ハ本書ノ者ニテ、賢瑜ノナラヌ事モオシテハカルベシ。サレバ、コノ古事記ハ、寫シコソ應安ノ年ナレ、モト文永ノ者ナレバ、文永本トセンモ誣タリトハイフベカラズ。カ、ル古書ヲバ、カノ石板トイフモノニ寫シテ、遍ク世ニ傳ヘタラマシカバ、亦、コヨナキ寶ナランヲ、勢ナクカナキ身ニテハ、ソレハタ如何ニカハセン。明治癸未四月廿日稿

と云はれたる、委しき考なりと云ふべし。

◎伊勢本

上卷一冊

また、應永本とも稱す。上卷のみにして中下巻缺たり。八行十七字詰に認む。原書は、伊勢の足代弘訓叟の、塙保己一翁に贈られし本にて、田中頼庸氏の校訂の古事記に、所謂伊勢本と名づけしは、此の本のことなり。予が持てるは、彼の本を狩谷望之更の寫されたるものにて、その奥書の文も、甚く蠹食して、僅々三十四字を存するのみなり。奥書の併せ見るべし。卷尾に付したる足代弘訓叟の押紙に、

此古事記書寫ノ年號缺タリ。然レドモ、足代弘訓ガ、苗田三位守緒卿ノ所藏ノ古寫本ニテ、校合シタル日本紀ノ奥書ニ、

又或本云正中二年四月十二日書寫了云々

元久二年五月書之、以直講中師員之本書寫之、卜部兼直。

奥記者令私記畢云々。

交了、祐徧之

正慶元年七月書寫之、尙憲

于時

應永三十年癸卯四月十七日、於志州荅志郡伊雜神戸花表亭、爲

末世神道興行、拔老眼書寫畢。

沙彌道祥花押生年七十六歲

トアル道祥ノ年齢ヲ以テ、應永卅一年ノ寫本ナルコトイテシルシ。

右、苗田三位家本ノ日本紀、多分塙氏ノ許ニアリ。宇治山田ニ殘ル處三四冊ノミナリ。

とあるにて、この書冊、腰寫の年代明かなり。

◎伊勢一本 上卷一冊

本書も上卷のみにして中下巻とも缺たり。八行十七字詰に認む。その奥書に、

木云以伊州渡會郡宇治縣尾崎遍照院祐徧法印祕本寫之畢。

於裏書者到奥反古之裏寫之故少々者面書之少々者用

押紙委細。

金剛資惠觀云々

于時應永卅一年^{甲辰}六月廿八日以興光寺之本書寫了爰同以

尾崎遍照院之本令校了。

沙彌道祥^{生年七才云々}

同 應永卅三年^{丙午}八月九日於志州荅志郡伊雜神戸依梨原

福爰坊書寫了。

金剛佛子春瑜^{生廿六才}

とありて、應永三十三年僧春瑜の寫せるものなり。以上二書共に上卷のみを存するは甚だ惜きことなり。而してこれを眞福寺本と比較するに、同本と覺しくして大同少異なり。

◎前田侯爵家本

三卷

本書は舊金澤藩主前田侯爵家の藏本にして、九行十九字以上廿一字詰に認む。予も一本を所藏せり。

上卷の奥書に云く、

勅本無此奥書

大永二年五月十七日以家傳本令書寫加

校合訖敢勿許外見矣。

正三位卜部朝臣兼永

慶長十二年^{丁酉}四月月上旬以 勅本校合畢

中卷の奥書に云く、

勅本校合畢

下卷の奥書に云く、

古事記舊事紀兩本從 禁裏様

御尋之旨一乘院様被仰出候條愚本進上之

處即達取覽豈非眉目乎其後經

子云の六字あるを以てなり。然るは古事記傳三丁ノ三十一に、御祖命告子云、舊印本、延佳本共に、此の六字を脱せり、今は一本に依れり、とあるに符合へればなり。

◎曼殊寺本 三卷

こはもと曼殊寺の藏本にして、八行十五字詰に認む。奥書なし。讃岐の人故松岡調氏の所藏たり。

◎桃木書院所藏本 三卷

こは八行十五字詰に認めたる古寫本にして、平安堀氏時習齋、また神谷圖書等の藏書印あり。こも桃木書院圖書館架藏せり、よりて假に桃木書院所藏本と命ず。

◎學習院本 三卷

こはもと京都學習院に傳來せる本にして、八行十五字詰に認む。奥書なし。今内閣記録課の藏本たり。

◎祕閣本 三卷

體裁は、御書籍來歴志、右文故事に注へる如く、淡墨界紙に、總て八行十七字詰に書けり。但し、上巻のみはヲコト點あり。

増元治 御書籍目錄來歴志圖書部に、

古事記

右俱ニ慶長寫本ニシテ、御本日記ニ神龍院ヨリ出ルトアリ。

また、右文故事卷之一に、

古事記 神龍院 三冊

〔附注〕按ニ、駿府記ニ、慶長十九年十二月二十六日金地院出御前、今度被仰付記録等之内、舊事紀、古事記、續日本紀、文德實錄、三代實錄、江次第、明月記、續文粹、菅家文集、西宮記、釋日本紀、内裏式、山槐記、類聚三代格等、獻之道春、伺候トアリ。是此等ノ本ヲ諸家ヨリ搜探セラレテ、此ニ至テ新寫功成リシヲ云シナリ。凡慶長ノ御寫本ハ、ミナ紺紙ノ表紙ニシテ、外題ハ白キ紙、紫ノ綴糸ナリ。紙ハ今ノ直紙ニ似テ厚ク、仙過ノ薄キヤウナルモノ、卦引ハ薄墨ナリ。字跡雅古、ミナ僧筆ナリ。神龍院トハ、其原書コノ寺ヨリ出ルヲ云フ。此日記、毎條ソノ出處ヲ記ス。ミナ駿府記、本光日記ト相合ス。因テ今考據ヲ得タリ。先輩ノ簡要ヲ見ルベシ。神龍院ハ、吉田ノ山下ニ在リ。吉田ノ社家ト部兼俱ガ子某僧トナリ、九江

ト號ス。此等ヲ辨テ神道ノ謾摩ヲ修スト云フ。當時神龍院ハ僧梵舜ヲ指ス。此僧神君ノ知遇ヲ蒙リ、神道ノ秘奧ヲ進言セシメミナラズ、時ニ遺書採進ノ事モアリシナリ、下と見えたり。

(五) 板本の種類

◎古事記(寛永版) 三冊

こは板本の中にて最も古きものにして、新刻古事記の本居宜長翁の序に、古事記之字都會美能今世爾富村許禮流波百年餘五十年阿麻理袁知都加多大船乃寛爾永志登云祁流歲能末之年爾波士弓乃始而刻在登云々。

とある本即ち是なり。八行十八字詰に認む。末尾に、寛永二十一年甲申歲孟夏吉辰、洛陽書林前川茂右衛門開版とあり。

◎古事記(寛永版) 三冊

こは前の前川の版本の磨滅等を改め補ひて、正保元年に複製せりと聞えたる本に

して、卷末には、猶寛永廿一年甲申歲孟夏吉辰、二條通觀音町風月宗智刊行とあり。この本内閣記録課書目に、正保元年刊行と記し、昌平坂學問所の藏書印あり。

◎鼈頭古事記 三冊

こは本文を八行十七字詰とし、序文は七行十六字詰に認む。度會延佳神主の校正にして、勢陽講古堂藏版なり。その奥書に、

近世刊行之古事記文字謬多而難曉其義者往往有之、舊史之如是也、誰不以歎焉哉、予多年求善本子故家乃得數部而校讎、正誤字補缺刪衍文加訓點、頗以是正、然其本皆罹回祿成烏有、遇所授外弟司權主典正六位上橋成近之本、幸而存焉、今亦取彼本再校、以貽一本于子孫、猶有疑者、期後之訂考云。

貞享四年二月二十九日

豐受皇太神宮權禰宜正四位下度會神主延佳

とありて、鼈頭に本文の異同、又は略注を加へたり。故にこの名あり。

◎訂正古訓古事記 三冊

こは京都花屋町油小路東へ入永田調兵衛の發行にして寛政十一年己未五月十日御免享和三年癸亥十月發行なり。後明治三年四月に再刻せり。七行十五字詰に認む。その序跋は左の如し。

書之中爾與津藻乃最尊伎古典那流秋山能志多夫琉孃子之伎蘇那布袖乎古事記之字都會美能今世爾富村許禮流波百年餘五十年阿麻理袁知都加多大船乃寬爾永志登云那琉歲能末之年爾波士弓乃始而刻在登其後運度會延佳神主之物爲而有登此之二會刻本者有乎始那流波文字誤有脱而有那運登凡且甚刈薦乃美陀理運在衰後那琉波志母此彼登古本等御食能迦牟加比校合世且虛空計大形波余呂斯久阿禮村母鳥網張佐詞志良波多袁々理々爾麻士理玉之小琴之殊爾亦古言乎花勝見都而不識有後世之漢國意乃所爲爾志有那禮婆其訓狀那母佐比豆琉夜戎籍誠之訓狀爾且掛麻久母阿夜運畏伎風音乃遠皇祖之神之御代乃雅言爾波不有在耶琉故是以石上古學爲徒之夏野行道之松陰余理且宜伎可美本者與津白珠得迦且々斯有乎肥國人長瀬眞幸伊其袁志母小松之末能憂念而宜長之傳爾余會理且文字乎母訓袁母伊勢海之清波限之清良那久日下乃山之直越路之正久直志且

世爾富村許羅佐牟事乎志群鳥能思起而那母迦々都々母其事量爲始而此處爾母語比遣世多流運合世且皇京下之書商河南共利波多靈運波布神之導歟此事乎長瀬登全同狀爾頃志母思依而宜長之序乎良加而物將爲事袁那母請求而在阿々波々禮々時之往有者此典之世間運所貴而此爾母迦斯許爾母黏鳥之詞々琉事乎志久禮能淤母思發奴流荒磯浪古爾立反而摩那婆斯羅學之道乃神直毘大直毘運直理往倍伎直毘神乃御靈尊久宇牟何斯久喜伎爾都伎且念者彼肥國者志雲囉選那久放而玉梓之書之往來母多波易不有何久禮登語比合世且事議流爾手著惡有乎御京者萬爾手著斯好那禮婆山代之伯之當爾佃瓜之成那牟事母飛驒人乃打墨繩之速那久許會登想定而如此那母思登長瀬之許運母言遣那禮婆其許會波殊爾因香池之將宜米登共々爾與呂許煩比奴故是以河南許諾將吉登字倍那比遣事乎是會其序登書而加流時者寬政之十年除一年云年能春如是云者伊勢國人本居宜長。

又跋文に云く

古事記之今世爾富村許禮流板本二種共爾此母彼母誤有文字等多久其附而有訓

母水行河岸頽而有後世言登飛競鳥之後先次第違有漢籍訓乃習爾轉而有登耳多
 豆見爾母誦爾母手引之糸之甚美陀理賀波斯久往回道之不正賀已常爾未摘花之
 慨久豆何而是之正本令有而世爾令有麻欲久吾鈴屋大人乃傳爾依豆文字母訓母
 新爾正久令彫婆夜登念發而其事大人爾言通問爾內日刺皇都之三條大路之書商
 河南共利之家能彫板爾母己之心登入紐乃同心爾思寄豆大人爾請願那禮婆即諾
 比道給伎抑彼傳之訓者志母八洲國響動鈴屋乃其大人之宗登思斯動豆古之御史
 波元與理檣之葉乃哥書種々乃古書許登基登爾考豆而上津代能人之言語乃狀乎
 熟良爾辨別將物名地名何杆及爾委曲爾論比聊之一言母言之續乃清濁母其古乃
 書爾證有限思不漏見明而訓定給流那理佐禮婆此訓叙春之月夜能於煩呂那那良
 受千引之磐乃重爲倍伎物爾者有那流故河南之彫板令彫登波筆人之書遠彫工之
 彫違母叙有登此大人乃弟子爾斯豆其氏名告須本居大平主叙昔根之懇切爾讀按
 彫合正良禮那流如此此度玉敷京之大路直久正伎板本能伊勢海之麻生之浦梨成
 出都流事之喜久悅佐爾其事之由乎一件書添爾那母享和三年云年乃春如此云者
 道之後肥國所領細川君爾世々奉仕長瀬眞幸。

◎新古事記正文 三冊

この書は古訓古事記の訓點を總て削れる無點本にして明治の初年に開版せり。
 何人の手によつて成れるものなるか詳ならず。唯下卷の末に彫刺莊司利右衛門
 とあるのみなり(後にこの書に就いて長友大槻如電氏より示教ありたり。そは末に
 掲ぐべし。)

◎古事記 三冊

この書は明治三年に三輪田元綱の校合せるものにて殆ど古訓本に據りたれども、
 傍訓は總て削除し、本文は野の中に入行十五字詰に書けり。書中間々簡頭に本文
 の異同を訂せり。殊にめてたきは中卷原宮なる其庶兄當藝志美美命の下を、一
 本に依りて將娶其嫡后伊須計余理比賀之時欲殺其三弟とせる如きは實に皇史に
 一光明を與へたるものなり。東京書林柏悅堂發行(芝神明町内野彌平治)。

◎訂古訓古事記 全一冊

こは中本にしていはゆる古訓本を訂正せるものなり。そはかの序文の中なる以
 注明意況易解を以注明意況易解と改訓したる如きその一例なり。奥に

明治三年庚午四月二刻、明治四年辛未九月刻成。

京師書肆 花屋町油小路東へ入町 永田調兵衛

◎校合古事記 三冊

こは徳川氏名古屋藩藏版にして、明治八年四月上梓。卷末に、西京府下永田調兵衛、愛知縣下栗田東平發兌とあり。本文は七行十五字詰に認む。校者は植松茂岳、その子有國、有經なりと。文字は高橋豊珪(石齋)の筆にして、褚遂良の筆意に倣ひて書けるよしなり。さて序文に、

石上古事記のたぐひなく尊きよしは、則コノ序文にも見え、古事記の傳に、鈴の屋大人もるゝ事なく釋さとしおかれたれば、今さらいふにおよばぬ事なり。こゝにひとつ申さまほしき事は、上卷に并序と記されたるは、序を并トよみて、上卷に序をあはせ記すなり。さる故か、古き寫本に序文トひとつにしるせるあり。そは行をも換へずかきつゞけたり。されば、序文は本文ト同やうに書べきを、大人記傳に序文を細字に記されたるは、大なる謬也。本より本文同様大字に記さるべき也。此こと申おかまほしくて、こゝに物しつ。明治八年亥七月茂岳病の

床にふしながらしるしつ。

と記されたる如く、序文と本文とをかきつゞけたり。是他書と異なる所なり。

◎假名古事記 三冊

本書は八行廿字詰に認む。坂田鐵安撰にして、中西忠誠、内藤傳右衛門藏版なり。

明治七年一月出版。

その序文に云く

新刻假名古事記の端文

これの古事記は、天地の初發の時ゆ、高天原に成坐る三神の奇き妙なる功用をあらはし、天照大御神、須佐之男命の高天原に誓約結ひし跡、大國主大神の國つくりし、初め、最もたふとくやごととなき御書にぞありける。此を除て他書はあらず。かくて皇御孫命日向の高千穂の久士布流峰に天降まし、より、白檮原大宮の神隨天下所食し、天皇の大御世より小治田朝廷に至るまで、御代くゝのありのことごと、神傳へに傳へ給ふ。然を飛鳥の淨御原天皇の厚き廣き大御心に深くいそしみ、神世の御手振天下平らけく安らけく所食、其を舍人名は稗田阿禮に、大御口

づから詔して傳へ賜ひしを和銅四年といふ年の九月に、太朝臣安萬侶に勅命して、爾の阿禮がそらによみうかべたるまゝを書に記さしめ賜ふて、明る年の五年正月書成て上られしなり。かくの御書、大日本國の大御民の男女の差別なく、幼稚より讀覺習ひ唄はしなば、自ら天神地祇のいとも尊き御功績はいふも更なり、御代くの日嗣、かけまくもかしこき、天皇の犬御惠の最たふときを忘れずや有べきと、僕父多治比正安もひらくは、眞假名文字にて童蒙の學び安き一助と成なむ事を傳へまく乞のみまをすまに、恐惶も如此ものして、古語のうるはしきを櫻木に載する。比は明治七年一月の井上正鐵翁の教子、武藏國の御民坂田の氏人多治比鐵安。

とありて、表文は片假字を施し、句讀を切り、本文は總て草假字交りの文に改め、訓はもとより古訓に據り、句讀を切り、又傍注を施したり。本注は片假字を施し、總て訓注を削除せり。これももとより平假字交りになし、故に、自らさる體裁とはなれるものなり。

◎訓蒙古事記

三冊

大關克、西野古海和解。三書堂發行。明治七年八月新彫、山本氏藏版。その序文に云く

皇大御國の音聲は、鶯の梅枝に歌ふが如くいとうるはしきを、異國の音の鶉の棘がうれに囀るに似たるとは、ひとしなみならぬことは、世の人のよく知れることなれば、更にもいはず。言語文章もすべて、皇國は體言を先にし、用言を後にしてつらぬるを、異國の虚を先にし、實を後にしてつらぬるとは、いたくことなれば、古くより漢文に國字をほどこすには、必かれが反讀のまに、一二三あるは上中下、または甲乙丙丁の印をつくと、漢文に泥まらず、皇國風に直讀に附るとの二種ありて、直讀に國字を施たるは、本文の漢字と所を異にして、覺がたく、反讀に隨ぬれば、皇國の言語かへさまになりて、見るに煩きものなり。もとより異域の言語を互にわが國文字に譯して、そを人にも辨させむとするは、いともかたき所爲になむ有ける。抑この古事記のごときは、既く序に漢様に書ては、皇國の言語聞えぬやうになり、皇國風にかく時は、ながくなりて煩しければ、今は皇國風と漢様とをもて配すこととは、置れたる如くなれば、國字をさきては一行もよみうるこ

とかたぐ、國字に縫たらむには、本文はいらぬことの様になりて、童蒙婦女子のほと／＼困じぬるを、わが友大關ぬし、年ごろ慷慨居たり。さるを同じ心に山本惟彰が、こを皇國風に記て、世に公にせばやと乞もとむるによりて、此度板に彫こととはなれるなり。さて漢字にも虚實の二種あるが中に、その虚字も皇國言に譯て用るには、かならず體用の活用によりて、傍に國字をほどこすにも、下に國字をそふるにも、いたく心得のあることなるを、その法のごとく書たらむには、ちのづから童蒙のこゝろえがてにすることもありなましとて、その活用の國字を、漢字の下に添もしはぶきもしてものせり。また本文の下に、訓高下天云々等の注を、悉く省略たるは、もとより假字書なればぞかし。みむ人なあやしみいぶかりそ。明治七年の二月上旬の五日、鐸の舎の南の庇にて識す。西野古海

◎神字古事記 四冊

藤原政興撰。東京書肆中橋南傳馬町貳丁目松本屋龜吉。明治四年辛未十二月新

刻。五年壬申正月發行。首卷を神代字原考と題し、専ら神代文字のことを論ぜり。以下三冊は、古事記の本文なり。全卷日文を以て綴り、片假字にて傍訓を施せり。その序文に云く、

此皇大御國者、言靈能幸祐久累國爾爲而萬之事物皆言辭耳、氏言傳語繼介連婆道、教亦言語道爾、備紳麗憐然者、皇大御國邇者、遺忘廼爲爾判、神字謀雖有外國、乃如文字乎、以道教乎、將知等爲古登無久、神字乃璣陀疎伽珥低、殊耳上古與喇韓文字乎、用馴豆阿禮婆、先達亦上古爾文字、無由乎云而遂爾國字者、無事斗人々思問理然爾近頃、外國人能渡來志、事始而與喇、萬國者、國字廼有事詳爾事、舉斯而皇國爾者、罔字乃無乎、弘古爾伎、噓呷押並而外國、刀同如通言流累母耻伽志久、外國者、文字乎、以道教乎、學那麗婆、文字專要乃物、皇國者、言語乎、以道乎、知禮婆、文字爾不拘差別乎、能心得而有者、亦說解者、母不有故、最味氣無口惜於毛母、知須屢衰藤原政興、神字乃有之事炳焉、乎言舉斯而、神字古事記乎、記而、世耳、大皇國能光乎輝、左伐也、登思奮起而有者、甚嚴珍囉伽爾、且美斯、吉心構也、廣爾端書爲而、與登乞任是亦國、忠乃一端叙斗、思幣婆其功績、衰一筆如此南。

明治四年布美月 神隨舍志留壽

◎校訂古事記 三冊

この書は八行十五字詰に認む。田中頼庸校訂明治廿年八月出版。諸書を校訂して正文となし、その異同を校訂して齣頭に記せり。今序文及凡例を擧げて、その由来を示すべし。

校訂古事記序

古事記者、太朝臣安萬侶奉元明天皇之詔、采稗田阿禮所誦之帝紀及本辭所撰錄也。蓋大初以來、神聖所傳之言、謂之本辭、權原以還、歷朝所成之書、謂之帝紀、天神造化之道、非本辭、則不可得而傳焉。先皇政治之迹、非帝紀、則不可得而知焉。本辭一稱舊辭、不獨安萬侶之言、新撰龜相記則有本辭明文、如兩神生於能己、侶島本辭、肇夫婦義本辭之類、是也。弘仁私記序曰、帝皇本紀及先代舊辭、由是觀之、本辭舊辭、雖如各異、其實則一而已。而本辭泛兼帝紀者也。安萬侶據其原書所譯者如此、於是上始天地剖判之前、下訖品物甄成之後、凡其所述者、元化之神理、而皇政之治迹也。事簡而理暢、文朴而詞質、可謂盡善矣。萬世不刊之寶典、無如此者。自古至今、與日本紀並行於世、而稱紀記二

典所以尊之、良有以也。第訓故之家、未能網羅良本、校正字句、以明至理、至如盤根錯節、脫簡碎文、率拱默而不言、是皮相之學、未能究其蘊奧者也。今考諸本、兼據先正學士之說、參以管見、作之定本、號曰校訂古事記。雖未必詳悉古語探奧旨、古本之多、引書之廣、比於諸家、庶幾無餘憾者。紀元二千五百四十二年歲次壬午、明治十五年八月 神 敎 管長正六位田中頼庸謹撰

同例言

- 一古事記諸本、皆多古字、字體音義、不合於今者、亦爲不鈔、然就新撰字鏡、日本靈異記、古本和名抄、字鏡集、字鏡抄、類聚名義抄、色葉字類抄、古本今昔物語、六國史古本、及雜史官牒所載、互加參校、不期而一也。乃知古字、亡於支那、存於我者、亦已多矣。今予所校、一以古本爲主、故字體訓義、率與俗本不同、看者察焉。
- 一真福寺本、應安中僧賢瑜所寫、乃爲善本、如中卷、跋與出口氏合、則其所根據、可推知也。於中卷、則有下部兼文所引御本、一二好字存焉、係文永中之賜云、本居氏稱真福寺者、非无異同、豈其所轉寫歟、井上氏云、
- 一伊勢本二部、欠中下卷、一有應永三十年沙彌道祥跋、今日以伊勢本、一有應永三十

三年僧春瑜跋又稱伊勢一本以分之亦與真福寺無大差異可謂好本第惜不得全編通校之

一神宮有二本一係內宮文殿藏畫正保中石川忠總所獻一係林崎文庫藏書天明中村井敬義所獻本居氏所校亦此林崎本也

一寬永十五年本較之二十一年刻本多所可取雖未必及真福寺伊勢等亦比他本非同日之論

一兼永本卷末題太常卿卜部兼永戶田通元小槻季連鈴鹿連胤三本亦並不異而於中卷脫文有四百九字要之與夫寬永印本同種而已

一楓山文庫神谷克禎曼殊院宮醍醐氏山田以文香木舍中津氏加茂百人等本雖或欠年月如其時世可以推量

一契冲所閱見厚顏抄有元祿四年序內山真龍伴信友三輪田元綱等所校亦多裨益今並冠以名氏列之衆本

一出口氏所校較於寬永刻本刪定稍備惜其以後世字書爲法妄認古字以爲誤謬率加釐正如扭字作抵途字作邇余字作爾耶字作邪岡字作岡椅字作琦之類不遑枚

舉餘可類推且聚數部雖曰校正欠引證書名真爲可憾此予校本所由作也

一本居氏雖从出口氏間出新意難以岡部氏考以許呂呂之許字依出口氏作斗以梯代孖以婆代波惟字爲作劔字爲劍以爲混爲若此之流指不勝屈要之仍出口氏而出入之者也故其爲失亦不復少殊不知太氏學有本原其所依據則李唐以前古書无一字无來歷後人讀書不博字極奇奧而不得其解則武斷之以爲訛字世之學者未嘗識古文古字沿用既久難於變更予心陋之真集古本反覆校勘往往多所發明非其訛字亦不容疑因而標注一言去取必揭考證以挂異全之味

一本居氏自水垣宮至小治田宮係天皇崩御年月支于者刊刪靡遺以謂如其年月支于蓋太氏所加非阿禮所誦之舊而其所證據延佳及一本耳予心疑其說因採衆本考校再三不獨年月支于全同至其字數亦皆如合符節由是觀之固非有此別種本但不過以出口氏意所刊耳且其一本雖不亦傳於世本居氏所校真福寺寬永村井本今皆現存試參考之於年月支于皆无出入是亦成於出口氏手可推知耳本居氏所依僅止二本而其不可信如此後之學者罕見古本真面目妄謂世或有此本不可不察焉若使天皇崩日果无明文何以徵年壽必此二者廢一不可也今謹依舊增收

一百五十五字

一本居氏以意所補有上卷八字中卷二十六字下卷二十四字今搜訪中外未見如此者故不取焉但於僕者國神下加名字豆毗古五字於理當有今姑存焉

一橘氏於稜威言別往往多意補乃如中卷加十五字或以知波夜夫流之夫流改作比登下卷則文漏耶夜作久漏耶岐以治天下三字加於角刺宮下稱依古本而古本之證于今未見亦何足據平田氏所改竄亦此等類耳今不復辨

一舊事紀所存本文最爲良本今皆摺據其他於新撰龜相記大和神社注進狀釋日本紀寫本元元集印本元元集神代卷系圖傳古史通東雅神代卷風俗抄日本紀講述抄熊野緣起等書往往本文所散見者又拾而收之外文疑義詳其旨趣予研校衆本參互諸書所校正者凡如此今俗刻紛員不可勝計要之依本居氏而出一二字者不足入諸本之列也

一飯田氏曰案序上古之時言意並朴敷文構句於字即匠己因訓述者詞不逮心全以音連者事趣更長是以今或一句之中交用音訓或一事之內全以訓錄是於設法最爲要訣出口氏加茂氏之訓有得失者無他皆置此序而不辨故也至本居氏專拾古

言參以物語才語作之訓詁至或併二字以爲一語或棄不訓率臆成章故其文理脈絡支離不合益與撰者之意多背馳者而文格之論拘泥極矣以謂詔字之類在其語末雖无本文別附詔字結之以應上文爲古文格如曰字白字亦爲然而其所證據神賀詞遷却崇神詞續紀宣命萬葉集古今集土佐日記源語等是也殊不知祝詞宣命一以至誠爲本丁寧反覆要在感動神人其與史法記事不同固不待論如萬葉集殊係歌辭不足例也中古之體蓋有數種竹取空穗之流未必定同於土佐源氏而況古文乎亦何汲汲於一例以讀古典哉今揭其二徵之高橋氏文大后譽給比豆詔久甚味清造欲供御食尔時磐鹿六獨命白久倭姬命世記詔白御供從尔仕奉哉答曰仕奉大同本紀有一神奉御饗即問其地名答白濱真胡名國是皆古文一格固別有在也若使本居氏言之則於食字哉字下下詔比支三字在國字下置白支二字亦必矣諸風土記雖有亦此格姑置之竹取云大納言起出豆宜久赫夜姬豆布大盜人之奴賀人乎殺牟斗爲在介利家尔少殘大利介留物等波龍乃玉乎取奴物等尔賜都空穗云山主大尔齋支豆是者何曾乃人叙倭蔭答布清原倭蔭參來都留事者云云宣世志加者奈牟凡如此之類指不勝屈今不復舉至應問處其於字句之間當附國

字者、讀法具在、如落苦瀨而思惚時、如助我、可助云而、我心清明故、自我勝云而、若不待取者、必將殺汝云而、故此地者、甚吉地詔而、恐之我子、仕奉云而、有宇都志意美者、不覺白而之類、是爲太氏文法、如吾者、爲御身之禊而、下瀨者、瀨弱而、汝者、不可在此國而、汝寔思愛我者、將與汝治天下而、茲山神者、徒手直取而、己妹乎、爲等族之下席而之類、亦爲一例、古文之法、舛裁各異、詳略不同、凡皆如此、而取此爲是、捨彼爲非、其說皆流於一偏、而非通論也、況如太氏、典型具在、亦何求文外之辭、以飾古史哉、凡此數端、先哲所未發、眞爲精確之論、千古疑團、一時氷釋、今定爲讀法之格式、

一 先輩於太氏讀例、有未解者、乃於浮脂葦牙上、下兩如字、以那洲國字、挿於中間、示如字讀法者也、其他以伊都岐、置兩拜字間、在酢鹿之諸男前後、有清日子菅竈、亦此例也、或始無訓者、示於其終、乃於氷目矢上、加以一其字、指上文茄矢者、一目瞭然、太氏雖一其字、不苟、必無所受於上、則不敢妄下、若如木花之榮、木花之阿摩比、亦爲此例、

一 予所校訂、自明治十三年春起、至於秋末、畢功、井上頼國、飯田武郷、並與有力、二氏之功、不可浪沒、故記其顛末、以附于此云、

頼庸識

されど本書は其の據とせる眞福寺本に誤脱あるを、上本の際、精校せざりしによりて、往々訛誤を生じたるは、この書の瑕瑾といふべし。

(六) 表文の事附本辭

本書の表文は、五經正義の表に據りて作成せるものなりとの説をなすものあり。然れども、五經正義の上表は、同書の奥に、永徽四年二月二十四日太尉揚州都督上柱國趙國公臣無忌等上表とありて、古事記上奏の和銅四年より僅に六十年前にして、當時果してこの表文の皇國に傳來せるや否やも、不明の問題に屬し、且、これらの表文を彼此對照するに、同一の文字は、僅に少數に過ぎず。然も、是等は四六の文體にありては、勢免れざる數にして、これらの一端を取りて、以て、直に摸倣などと揚言するは、實に誣ふるの甚しきものといふべし。況や、本書の表文は、一々根據を記の事實によりて成文せられたるものをや。今、煩しさを厭はず、左に五經正義の表文を掲げ、この表文と同じき文字に圈點を附して、その同異を示すべし。如此せば、其の

是非自ら明かなるべし。

上五經正義表

臣無忌等言。臣聞混元初開。三極之道分焉。醇德既醇。六籍之文著矣。於是龜書浮於溫洛。爰演九疇。龍圖出於榮河。以彰八卦。故能範圍天地。埏埴陰陽。道濟四溟。知周萬物。所以七教八政。垂烟戒於王百。本一作百一五始六虛。貽徽範於千古。詠歌明得失之跡。雅頌表廢興。本一作興廢之由。寔刑政之紀綱。乃人倫之隱括。昔雲官司契之后。火紀建極之君。雖步驟不同。質文有異。莫不開茲膠序。崇以典墳。教稽古以弘風。闢儒雅以立訓。啓含靈之耳目。贊神化之丹青。姬孔發揮於前。荀孟抑揚於後。馬鄭迭進。成均之望鬱興。蕭戴同升。石渠之業愈峻。歷夷險其教不墜。經隆替其道彌尊。斯乃邦家之基。王化之本者也。伏惟。

皇。帝。陛。下。得。一。繼。明。通。三。撫。運。乘。天。地。之。正。齊。日。月。之。暉。敷。四。術。而。緯。俗。經。邦。蘊。九。德。而。辨。方。軌。物。御。紫。宸。而。訪。道。坐。玄。扈。以。裁。仁。化。被。丹。澤。政。治。幽。陵。三。秀。六。穗。之。祥。府。無。虛。月。集。團。巢。閣。之。瑞。史。不。絕。書。照。金。鏡。而。泰。階。平。運。玉。衡。而。景。宿。麗。可。謂。鴻。本一作鴻名。軼。於。軒。本一作吳茂。績。貫。於。勳。華。而。垂。拱。無。為。遊。心。經。典。以。為。聖。教。幽。頤。妙。理。深。玄。訓。詰。紛。紜。文。

疏。辟。駁。先。儒。競。生。別。見。後。進。爭。出。異。端。未。辯。三。豕。之。疑。莫。祛。五。日。之。惑。故。祭。酒。上。護。軍。曲。阜。縣。開。國。子。臣。孔。穎。達。宏。材。碩。學。名。振。當。時。貞。觀。年。中。奉。詔。修。撰。雖。加。討。覈。尙。有。未。周。爰。降。絲。綸。更。令。刊。定。勅。大。尉。楊。州。都。督。監。修。國。史。上。柱。國。趙。國。公。臣。無。忌。司。空。上。柱。國。英。國。公。臣。勳。尙。書。左。僕。射。兼。太。子。少。師。監。修。國。史。上。柱。國。燕。國。公。臣。志。寧。尙。書。右。僕。射。兼。太。子。少。傅。監。修。國。史。上。護。軍。北。平。縣。開。國。公。臣。行。成。光。祿。大。夫。吏。部。尙。書。侍。中。兼。太。子。少。保。監。修。國。史。上。護。軍。蔣。縣。開。國。公。臣。季。輔。光。祿。大。夫。吏。部。尙。書。監。修。國。史。上。柱。國。河。南。郡。開。國。公。臣。褚。遂。良。銀。青。光。祿。大。夫。守。中。書。令。監。修。國。史。上。騎。都。尉。臣。柳。爽。前。諫。議。大。夫。弘。文。館。學。士。臣。谷。那。律。國。子。博。士。弘。文。館。學。士。臣。劉。伯。莊。朝。議。大。夫。守。國。子。博。士。臣。王。德。韶。朝。散。大。夫。行。大。學。博。士。臣。賈。公。彥。朝。散。大。夫。行。大。學。博。士。弘。文。館。直。學。士。臣。茫。義。頴。朝。散。大。夫。行。太。常。博。士。臣。柳。宣。通。直。郎。守。大。學。博。士。臣。齊。威。宣。德。郎。守。國。子。助。教。臣。史。士。弘。宣。德。郎。行。太。常。博。士。臣。孔。志。本一作志右。內。率。府。長。史。弘。文。館。直。學。士。臣。薛。伯。珍。兼。大。學。助。教。臣。鄭。祖。玄。徵。事。郎。守。大。學。助。教。臣。隨。德。素。徵。事。郎。守。四。門。博。士。臣。趙。君。贊。承。務。郎。守。大。學。助。教。臣。周。玄。達。承。務。郎。守。四。門。助。教。臣。李。玄。植。儒。林。郎。守。四。門。助。教。臣。王。真。儒。等。上。京。宸。旨。旁。推。群。書。釋。左。氏。之。膏。肅。葛。古。文。之。煩。亂。探。曲。臺。之。奧。趣。索。連。山。之。玄。旨。彙。括。百。家。

森羅萬有比之天象與七政而長懸方之地軸將五嶽而永久筆削已了繕寫如前臣等
學謝伏恭業懇張禹雖罄庸淺懼乖正典謹以上聞伏增戰越謹言

永徽四年二月二十四日太尉揚州都督上柱國趙國公臣無忌等上表

本書の序中に於是天皇詔之朕聞諸家之所資帝紀及本辭既違正實多加虛偽とありてこの本辭といふことは古史微一之卷に

本辭は下文に舊辭また先代舊辭など有と同一先代に漢字と倭語を配たるを記し聚たる辭書を云るなり。

と云はれたれどいまだその本辭のいかなるものなるかは世に知られざりしかば、或は臆測に亘り或は誤謬に陥り或は隔靴搔痒の憾なき能はざりしが先年新撰龜相記の世に出づるに至りてその本辭の如何なるものかも知られ學界に貢獻すること多し。この書は吉田子爵の家に傳來せる龜卜の傳書にて天長七年に成りしを天祿四年に書ける卷子にてその中に本辭數條を記せり。然してこの珍貴なる古書を知る人希なるを慨み學兄角田忠行翁はその抄本を印行せられ故小中村清矩翁も要文を抄出して如蘭社話に載せられたり。今こゝにその本辭を聊か左

に掲出して體裁を示すべし。

新撰龜相記甲

伊佐諾伊佐波兩神生游能己侶島本辭一條以下十五條の本辭おれど略す。天有一神名稱天御中主神次有一神名稱高御產巢日神又有兩神伊佐諾命伊佐波命兩神立天浮橋指下矛攬探引上矛之末落下之瀾凝成一島名曰游能其侶島所謂此島在紀伊國海部郡此以西加太浦建加太驛通淡路國津名郡山良驛其加太驛乾在伴島此島西南在游能基侶島島體圓六十町許無有人居高廿丈許冬見草石唯有聚木茂高相去伴島二三亦非人居兩島同根屬也湖生通海凡此三島從良連坤兩神降坐島見立天御柱八尋殿坐也略

(七) 本書記載の寶算の事

本書に所記せる寶算は總て大字を用ひたり。大字とは公式令に凡公文悉作眞書。凡是簿帳科罪計賊過所抄勝之類有數者爲大字古版に大を本とせり。今古本に從ふ。又延喜民部式に凡諸國進官雜物返抄稱某年物者皆作大字とありて壹貳參等の文字を云へり。然れば本書記載の聖書を以て信憑すべきものと誰人も思ふめれど本書中神武天

皇、顯宗天皇の御壽は、他の史書に合へれど、神武天皇の資算は、拙著己亥叢説に顯宗天皇のは拙著校訂皇代略記に注へり。その餘は御治世を混じ、彦火々出見尊の伍佰捌拾歳は御治世の年數なること、弘仁歴運記考に詳なり。或は甚く誤れるもありて、後人の手に成れるものなるべく覺えたり。然るは、日本紀神代上の泉津平坂の下に、或所謂泉津平坂者不復別有處所、但臨死氣絕之際是之謂歟とあるは、古事記裏書に引ける大和本紀に、夫黃泉津平坂者無常之處也、彼不別有處、唯臨死氣絕已之條○類國按に、臨は是謂歟とあるを據入せるが本にて、玉屋本日本紀には、是謂道敷神の下に分注して、泉津其泉津平坂言、死出山或所謂泉津平坂者之不復別處有、但師云臨死氣絕之際○類國按に、臨は是謂歟とありて、何れにも日本紀の原文ならざること論なし。又神功皇后紀三十九年、四十年、四十三年の下に、魏志云、云々として、魏志の文を記せるは、後人の據入なること、奈良一乘院に傳はれる古本に、此文無きにて明かなり、此の本は今久邇宮家に有り、日本紀略の原書と云ふしき者にて、神代紀に嘉元の奥書あり、丹鶴叢書の本と同本にて小異ある書なり。かつ印本四十三年の肩に、清本一向无之と注せれば、清原家の本には、此の年無かりしにて、後人の次

々書加へたる事著し。又續日本紀以下の古書にも、他の書の混入せるがあり、此はその文の下にいふべし。又系譜に偽作ありしは、允恭天皇紀及平城天皇紀並に弘仁私記序等に見えたるが如くなれば、往昔皇代記などの如き書幾種も世上に有けむと、眞偽を擇ばず書加へたるなるべし。凡て古事記に據りて、年表を制らむとして、本書に資算を記さざる天皇の御年を、假に何歳と定め、或は不完全なる韓史を標準と爲して正確なりと爲る徒數家あれども、そは生田園秀氏の不師古取之乎臆一言足以蔽之、曰妄而已矣、と云はれたるは、易學家を論辨せられたる語なるを、此所にも適用すべくなくむ。又崇神天皇記より往々御年の下に干支月日等を記せるも、同じく後人の手に成れるものと覺し。然るを田中頼庸氏の校訂古事記の凡例に、本居氏自水垣宮至小治田宮、係天皇崩御年月支干者、刊刪靡遺、以謂如其年月支干、蓋太氏所加、非阿禮所誦之舊、而其所證據延佳、及一本耳、予心疑其說、因採衆本、考較再三、不獨年月支干全同、至其字數亦皆如合符節、由是觀之、固非有此別種本、但不過以出口氏意所刊耳、且其一本、雖不亦傳於世、本居氏所校、眞福寺、寬永、村井本、今皆現存、試參考之、於年月支干、皆无出入、是亦成於出口氏手、可推知耳、本居氏所依、僅止二

下に、沼名倉太玉敷命坐他田宮治天下壹拾肆歲也。○中甲辰年四月六日崩とあり。又用明天皇の條下には、橘豊日命坐池邊宮治天下參歲。○中丁未歲四月十五日崩とあり。又崇峻天皇の條下には、長谷部若雀天皇坐倉梯柴垣宮治天下肆歲壬子年十一月十三日崩とあり。之を逆推するに、敏達用明の二天皇の御治世は合へれど、崇峻天皇の御治世は、一年の差ありて實數に合はざるなり。これ同一の手に成れりと云ふこと能はざる理由なり。猶云は、眞福寺本には、下卷においても、干支月日は分注小書にしたれど、他の諸本には、本文と連書したるを見ても、一人の手に成らしにあらざることは分明なるべし。然れば本居内遠翁の古事記年立も、全く古事記によりては、歷年を記すべきよしなければ、往々紀によるべしとも、此は紀のかた正しかるべしとも云はれたるは、公平なる見解と云ふべし。但し、山陵のことは、日本紀、諸陵式等に符合すれば、是は本來の本文なるべし、記して大方の教を俟つ。而して本書中寶算を記さざるは、清寧、仁賢、武烈、安閑、宣化、欽明、敏達、用明、崇峻、推古の十帝にして、山陵をも記さざるは、仁賢、宣化、欽明の三帝なり。因に、云ふ、名越舍翁權田直助大人嘗て氣吹舍翁平田篤胤大人に就いて教を受けら

れし折ことの序に、氣吹舍翁の云はく、凡そ世上の物、削れば細くなるを當然の理となす。然るに茲に一の例外あり、そは削るに従ひて太くなるものあり。是を知れりや如何にと言はれたるに、名越舍翁も、そは果して何物を指して云はれしか、考へ知るべからざれば、いまだ心付き侍らずと答へられしに、氣吹舍翁の云はく、そは他にあらず。かの傷寒論のことなり。かの書は吉益父子、村井、中西、山田等の活眼の人々輩出して、力めてその摺入を削除したるにより、今日世に流布せるが如く、極めて完全の書となりたり。これ所謂太くなりたるものにこそと笑ひつゝ、物語られたりとなむ。これ恰もこの古事記の如く、皇代記體の古書の摺入を削り去る時は、誠に完全無缺の書となるに至るものにて、かの傷寒論と和漢好一對のこと、思はるゝものなり。思ひ出づるまゝに記しそへつ。

(八) 本書の注釋並に本書に關係の書籍

◎古事記裏書

版本一冊

卜部兼文宿編撰

上中二卷の裏書にして、和漢の古書を引用して注解し、又著者の案文をも添へたり。

その引用の古書中には、大和本紀、日本決釋記の如きあり。奥に文永十年二月十四日象文とありて、江戸本石町十軒店書林萬笈堂英平吉藏版なり。版本なれども、世に普く流布せざる書なり。林崎文庫に寫本ありて、少しく字句の異同あり。予が藏本は、林崎文庫の寫本と、御巫清直氏の校合本と、山口起業氏の校合本とを以て校合せり。孰も字句に少異同あり。林崎文庫の本は抄本也。道祥の書たる本也。

◎古事記頭書 寫本三冊

賀茂真淵撰

一に古事記標注ともいふ。本書中の字句を擧げて訓注し、假字交文に配せるものなり。上卷の奥書に、寶曆七年八月病間閑之、雖正訓義、猶順儒書之舊、謬多矣、後來一變者、恐爲皇朝古語乎、賀茂真淵とあり、この書また別本あり。即ち寛永の版本に、自筆にて標注せり。予が藏本は、屋代弘賢翁が自筆にて寫せるものなり。

◎古事記頭書 寫本三冊

田安宗武卿撰

本書中の要辭を探りて注せり、漢文にて認む。

◎古事記詳説 寫本五冊

同

本文の注三冊、別記二冊より成る。古事記頭書よりは稍委しく、假字交文にて註す。

別記は本書中の要文を探りて註せり。安永九年庚子六月長野清良の序あり。

◎古事記傳説 寫本八冊

藤原以正撰

こは上卷注五冊、中卷注三冊より成る。下卷の注缺けたり。注文を標本、本文の一字を注す。傳説釋義並に事物の二に分ち、儒佛の言意を以て説く、漢文なり。

◎古事記事跡抄 寫本三冊

岡田正利撰

本文を擧げ、その條下に、漢文にて注釋せり。奥書に、古事記事跡抄三卷者、所聞傳略解釋之、老耄文字且不分明焉、看之人可改正矣、于時元文四年初秋七日、磯波翁岡田正利八十歳と見えたり。

◎古事記標注 寫本三冊

上田及淵撰

この撰者は、岡山の藩士にして、大國隆正翁の門人中の巨擘なれば、往々探るべき説あり。

◎古事記傳 寫本四十九冊

本居宣長撰

本書は首卷一冊、本文四十四冊、上卷の注十七冊、中卷の注十七冊、下卷の注十冊、三大考(十七卷)一冊、目錄三冊より成る。古事記を詳細に注釋せるものなること、世人の

知れるが如く、實に注釋書中の巨魁なるのみならず、皇國學者の著書中に此書の如く完備せるもの無しといふべし。第一卷には古記典總論、書紀の論ひ、舊事紀といふ書の論、記題號の事、諸本又注釋の事、文體の事、假字の事などの諸論あり、末に直毘靈の一條ありて、専ら漢學を斥け皇國の道の尊きことを論せり。二卷には序文解、系圖あり。又第十七卷の附録には門人服部中庸の三大考の一編ありて、天地開闢、國土の事などを論辨せり。

◎古事記傳附考 坂本三十冊

加藤 照撰

記傳の中を摘要し加除したるものなり。その説く所多く會澤正志の主張に係るもの多しといふ。安政五年の自序附言等あり。

◎古事記標註 坂本三冊

村上忠順撰

こは記傳の説を抄録して叮嚀に標註せり。明治七年刊行。

◎三國幽 眠略解古訓古事記 坂本三冊

三國幽眠撰

本文には傍訓を施し段を別ち、菴頭に難字句を抄出して注解せり。初に題言總説あり。明治八年刊行。

◎略解古事記 坂本八卷四冊

多田孝泉撰

字句に略注を加へ交ふるに佛説を以てせり。天台沙門忍岡守道の序あり。明治八年刊行。撰者は資田通文氏の門下生なれば通文の説多く見えたり。

◎古事記通玄解 坂本三冊

吳 來安撰

序及び上卷を注せり。漢文にて記す。明治十一年刊行。撰者は長崎の人なり。

◎神代記新解 坂本一冊

黒神直臣撰

神代のみを解釋にして、先輩の説に自説を交へて解釋したれど、往々漢意に流るゝ傾あり。漢文にて記す。文字の注釋なし。明治十一年刊行。撰者は山口縣都濃郡徳山村の人にして、當時賀茂御祖神社の少宮司兼大講義たり。

◎古事記標注 坂本七冊

敷田年治撰

上卷の注三冊、中卷の注二冊、下卷の注二冊より成る。本書中の要語を採りて標注せり。明治十一年刊行。

◎古事記傳略 坂本十二卷四冊

吉岡徳明撰

記傳を節略せるものにて、加ふるに記傳の後説といふべき諸説を補へり。その例

言に、此書は大概古事記傳を節略して、鈴屋大人のいまだ考へ得ずと云はれたることとは、古史微並に傳を始め、その他古今を撰ばず、ものが考といへども、如此あらむかと思ふほどは注しつゝ、〇傳の説といへども、今にして誰もいかにぞやとあもふことは都て取らず、却て其捨られたる説によろしきものあれば之を擧げ、また他説の是をよろしからむと思ふものを注して、後人の参考に備ふと見えたり。久我建通卿本居豊頼氏の序あり。明治十六年刊行。

◎傍註古事記 版本一冊

丸山作樂撰

本文に傍註を施せるものなり。序及び神代の生國段までにして止みたり。明治十七年刊行。

◎古事記講義 版本二冊

佐伯有義撰
井口隆太郎撰

上卷一冊佐伯中下卷一冊井口より成る。平易に注釋したれば初學の者に便宜なり。明治二十四年刊行。

◎古事記講義 版本三冊

大久保初男撰

前書と同じ注釋書なれども、その説師黒川真頼氏の所説に據りたる處多く、往々先

輩の説と甚く異なり。明治廿六年刊行。

◎古事記講義 版本一冊

服部元彦撰

上卷のみの注釋なり。明治廿八年刊行

◎標注古事記讀本 版本三冊

加藤高文撰

明治二十六年刊行。原文を假字交文に改め、その要語を標注せり。但し神名は注せず。そは別に古事記神名略解一冊ありて、神名のみを解せり。明治二十九年刊行。

◎校註古事記讀本 版本一冊

井上頼文

原文を平假字交の文體に改め、要語を標注せり。明治三十二年刊行。

◎古事記通解 版本三冊

當山亮道撰

明治三十二年刊行。本文を擧げて略注せり。

◎古事記講本 版本一冊

小池貞景撰

神代のみ略注にして、本文と注とを交へて記せり。撰者は上野の人なり

◎古事記兩傳抄 版本一冊

青柳高鞆撰

記傳と史傳との兩傳に據りて天地初發より神世七代までの記事に注解を加へたるものなり。

◎古事記序解

版本一冊

龜田長保撰

本書の序文を詳解せるものなり。明治九年刊行。龜田長保、號爲谷口授、中島慶太郎筆記とせり。

◎古事記燈

版本二冊

富士谷成元撰

題して古事記燈大旨といひ、上卷には非史辨、言靈辨、下卷には神人辨、照應字律辨、神典一部心法等の項目あり。奥に、神典一部舒れば四十六件、卷けば七神三段、神世七代にして、その要幽顯二路をたて、理欲をひらき、幽を先とし、顯を後とするにあり。理欲はすなはち、人と神との所也。神道をささとする事、人道重きが故のわざなれば、人道をいぢりわけてつかさとする所也。神道をささとする事、人道重きが故のわざなれば、人道を後とするをあやしむべからず、此神典を史よりささに置たまふ事、人道は神道よりたつ所以なる也、文化四年丁卯仲冬と見えたり。文化五年戊辰刊行にして、山脇之豹の序あり。

この書神典研究の注意を記したるものなれども、その説新奇に過ぐるを以て、齋藤

彦磨氏はかほぼり(編纂の義)を著して、之を辨駁し、伊勢の人某は、古事燈うちけしを著して、之を論駁せり。

◎古事記神典之略註俚話

版本一冊

本書著者の署名なしといへども、その註説によりて考ふるに、北邊御杖の著と思はる。古事記といふことを始めとし、天地初發之時、於高天原成神名などの字句を抄出して、その下に自家の説を以て略註せり。本書は未定稿にして、上卷三分の二にして止みたり。

◎古事記便要

版本二冊

那珂通高撰

本書の大要を記述し、併せて日本紀のことにも論及せり。その説、古史徴の開題記、比古婆衣中の日本紀考に類せる處多く見えたり。明治六年刊行。

◎古事記年立

版本一冊

本居内遠著

古事記の年表を調成せんためにせる年立なり。然れども本書にのみによりては、年歴のこと考ふべからざれば、遂に年立のみにして止みたり。

○この他、内山真龍氏も注書せむ心組にや、その所蔵の寛永版の古事記には精細なる書入あり。この書今予が架上に在り。又香川景樹氏の注もあれど、初巻のみにて止みたり。歌書の注に比べては甚く劣れり。また大國隆正氏も本文を假字書に改めて、古傳通解を著し、皇典より始めて、梵漢洋の諸書を集めて注し、外に真詰二冊を著して、恰も此の書の別記の如く、緊要の文を委しく注せり。

○本書に見えたる歌のみを注せるものあり。その中には、内山真龍氏の古事記歌の注一冊世に著る。

追考

◎新刻古事記正文

この書に就いては、總て明かならざるよし記し置きたりしが、後日に至り、畏友大槻如電氏より示教を得たり。其の説によれば、この書は、仙臺藩にて慶應三年十月上木し藩の學校に國學科を置かれし時の教科用書なりといふ。この序を書きたる

保田光則といふ人は、大槻の師事せられたる人なりと。予が見たるには序文なし。今大槻氏の藏本(本書は鮮明なる板本にて、卷中以紅葉山文庫藏)によりて、左に序を示すべし。この序によれば、校者は陸前國志太郡三本木の人佐佐木守信ぬしなり。追記して大槻氏の厚意を謝す。

新刻古事記正文之端書

久堅乃天能下、久志九治末利、安見知之、大君迺御世、眞盛仁、奈理仁志與利、何事母昔之、正志支政耳、立返留宇禮之佐波、狹布之郡仁、織布乃狹支袂仁、包三安通受南牟、會我中爾學之道者、上津世與利、都毛鄙毛、漢籍乃美遠、無福止爲良禮志乎、百年餘五十年許、先與利以來、皇國學世仁開計天、皇國書乎讀、皇國振乎尊波、奴人以止稀仁、奈利奴留會、我國乃類那支、幸仁波有計流、我君仁母、加之古久明可仁於波之末勢婆、絶太留乎繼、廢連多流乎與志、給不止氏、物學所仁去年之冬與利、久米之岩橋中絶太留皇國學乎毛、繼與佐之女給閉利、其皇國書止毛之中仁毛、石上古事記者、神代與利之心詞仁之天、稗田之舍人賀、清見原之帝乃傳閉左世給布大御言乎、雲乃居留空仁覺衣計留乎、太之朝臣賀、鳥乃跡仁書留女之物奈禮婆、種種乃實能中仁毛、底實止尊止弭

萬乃書乃本津書止船乃碇能重三寸倍支御書仁奈牟有當時者太乃朝臣乃書多流
末末仁天人人讀得太利計牟乎後者漸讀人少久奈利舊之傳閉詞母失比行天讀得
難久南理仁計留與利傍仁假字乎婆附初太利計良之左禮杼千年餘乃春秋乎經幾
度毛寫之繼太連婆仁也真字毛詞毛誤多加留乎佐久之路鈴之屋乃翁考閉正之
天古訓古事記止名附天板仁惠良世太留會以止愛多支書仁者有計留然留乎此度
志太乃郡三本木之里乃大御寶佐佐木守信詞假字乎刪利去真字乃美乎板仁惠良
世摺卷數多物志天板止俱仁物學所仁奉良牟止寸抑書讀仁者假字乎附多流波打
向比見流加良仁誰毛誰毛讀安計連婆夏引乃手引能糸乃線返之與三肝向不心仁
覺衣無止毛世受覺衣天毛忘禮安之真字乃三奈留波覺衣著之計連杼覺衣天後者
忘禮難之讀天毛程那久忘奈婆與末坐流仁幾婆久毛勝良自左禮婆此書假字乎刪
利去多留波古訓乎棄流我如久奈禮杼人人幼與利真字乃三奈流乎改女太流古訓
仁讀習比人一度爲氏能須禮婆已百度爲止云如久仁勤之三勵三氏心爾能覺衣奈
婆中中仁是會實仁古訓仁改女附太留加比有止云倍支此書保止保止惠利遠閉奴
止云乎公仁毛聞之召悅婆世給比天佐良婆其端仁一言乎添與止光則仁仰給波利

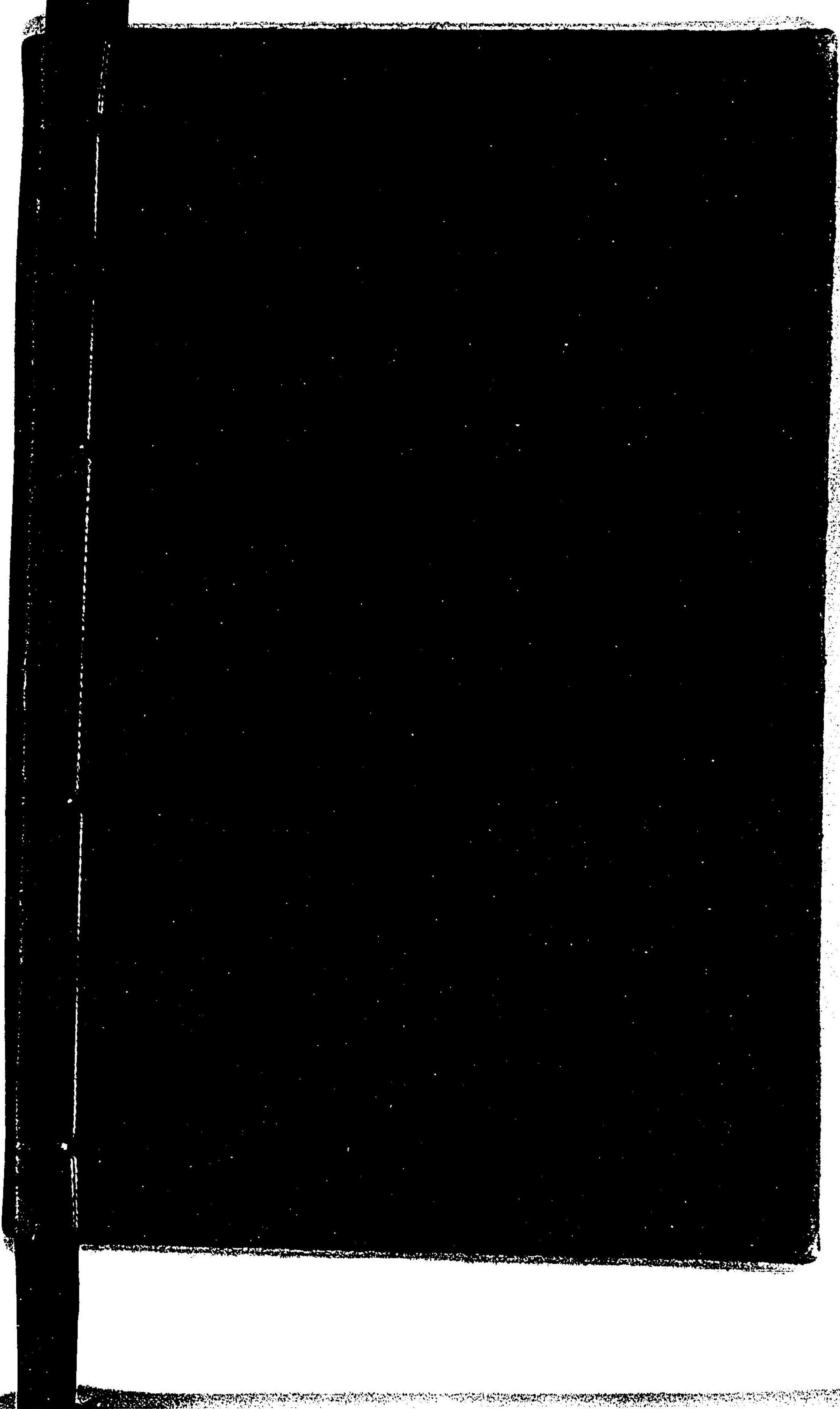
計禮婆霜之離仁殘禮留菊乃仁保比少久山陰乃柞乃紅葉色薄支言乃葉乎書會不
留時者御代之名乎慶應乃三年止云年乃神奈月一日之日加久云者皇國學乃志流
倍止事與佐之賜遍流清能舍乃主保田光則

古事記考終

正誤

頁	行	誤	正
一	一	事ノ送假字ヲ	テ
一四	九	セ	セ
一七	七	ある	わん
二三	二	リノ下ニ分註ニシテ	〇和國云、此の説書事紀の辯駁に勉めたりと雖、上の書事紀辨妄の辨を悉く是認して、偽書なる事を明白せりと云ふべし」ヲ補フ
同上	五三	以上の、以下三十七字ヲ、二十四頁五行ノ「世の論者一考すべし」ノ次行ニ移ス	然して
同上	四	而して	いへども
同上	同	而してノ下ニ「沼田は」ヲ補フ	無し
同上	同	いへども	釋日本紀な
同上	九	なし	〇榎
同上	十	釋日本紀に	〇榎
同上	同	ものチ削ル	〇榎
二四	一	榎	〇榎
同上	同	所ノ誦	〇榎
二六	六	所持ノ傍訓モタル	モセセル
同上	七	命の傍訓ミコトモ	ミコトモ
二七	二	六處	六所
同	同	三多座	三多座
同	同	同三座	同三座
同	同	同並ノ下ニ「名神大月次相嘗新嘗」ヲ加フ	ヒウツ
同	同	一聖津ノ傍訓ヒツリノ	聖神尊
同	同	同兼尊	聖神尊
同	同	一三若社	若社
二八	一	一泊	泊
二九	四	四螺	螺
同上	五	五螺	螺
同上	六	六螺	螺
同上	同	同奉レ祀	奉レ祀
同上	同	同皇枝彦日根	皇枝彦日根兩神
同上	同	八萬氏	萬氏
同上	同	同爲ニ八等之日	爲ニ八等之日
同上	九	九在仰	作
同上	同	一四請ニ鎮護天下安全	請ニ鎮護天下安全
同上	同	七太朝臣小子部連	太朝臣、小子部連
三〇	三	九螺	螺
三四	二	世連	世連
同	三	七如ナレドモ	如クナレドモ
四〇	七	七如ナレドモ	如クナレドモ
四二	三	三見之	見え

古事記考正誤



246
124

001530-000-7

246-124

古事記考

井上 頼圀

M42

ACB-4023

